

# 市 税 概 要

令和6年（2024年）版



秦 野 市

# 目 次

## I 総 括

1	秦野市の位置	1
2	人口及び世帯数の推移	1
3	令和5年度一般会計歳入歳出決算額	2
4	令和6年度一般会計予算額(当初)	3
5	歳入決算額に占める市税の割合等	4
6	市税決算額の年度別構成図	5
7	税目別市税決算額の推移	6
8	税目別市税決算状況	7
9	市税の徴収に要する経費累年比較(決算)	8
10	令和5年度県内各市の市税決算状況	9
11	県内各市の市税総額及び市民1人当たりの負担額	10

## II 賦 課

1	令和5年度賦課の概要	11
2	個人市県民税調定額等の推移(現年度分)	12
3	令和6年度個人市民税職種別納税義務者数等	13
4	個人市民税所得割額の推移	14
5	令和6年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況	15
6	法人市民税調定額の推移	16
7	規模別・決算月別の法人数	16
8	法人市民税月別調定額(現年度分)の推移	17
9	令和6年度土地に関する概要	18
10	令和6年度家屋に関する概要	19
11	令和6年度償却資産に関する概要	20

12	固定資産税・都市計画税調定額の推移(現年度分)……………	21
13	固定資産税・都市計画税納税義務者数……………	21
14	固定資産評価審査申立の状況……………	22
15	課税台帳縦覧件数……………	22
16	軽自動車税車種別調定額等の推移(現年度分)……………	23
17	市たばこ税調定額等の推移(現年度分)……………	24
18	入湯税調定額等の推移(現年度分)……………	25
19	市税減免額等の調……………	26

### Ⅲ 徴 収

1	徴収の概要……………	27
2	令和5年度市税取扱区分別納付額の状況(現年度分)……………	28
3	証明等処理件数……………	29
4	市税月別収入額……………	30
5	市税口座振替加入状況……………	31
6	令和5年度市税(国民健康保険税を除く)滞納処分の状況……………	31
7	不納欠損処分の状況……………	32

### Ⅳ その他

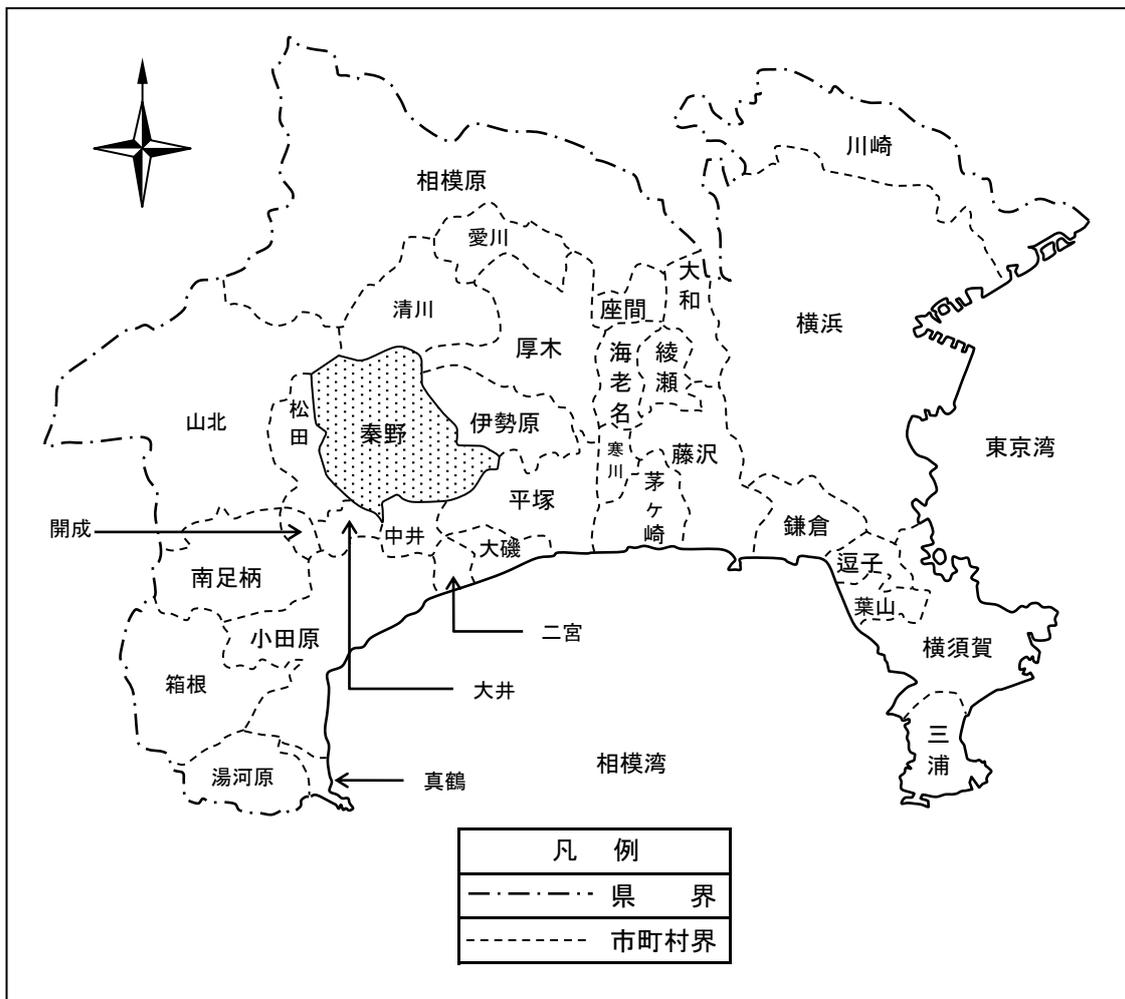
1	事務分掌・税務職員数……………	34
2	職員の比率……………	37
3	税務組織等の変遷……………	38
4	市税条例改正等……………	40
5	市税の税率表……………	41
6	税率の変遷……………	42
7	個人市民税所得控除額等の変遷……………	43

# I 総括

- 1 秦野市の位置
- 2 人口及び世帯数の推移
- 3 令和5年度一般会計歳入歳出決算額
- 4 令和6年度一般会計予算額(当初)
- 5 歳入決算額に占める市税の割合等
- 6 市税決算額の年度別構成図
- 7 税目別市税決算額の推移
- 8 税目別市税決算状況
- 9 市税の徴収に要する経費累年比較(決算)
- 10 令和5年度県内各市の市税決算状況
- 11 県内各市の市税総額及び市民1人当たりの負担額

# 1 秦野市の位置

神奈川県全図



# 2 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

区分		年					
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口(人)	男	84,438	84,281	81,856	81,810	81,465	81,115
	女	80,560	80,217	80,076	80,139	79,814	79,559
	計	164,998	164,498	161,932	161,949	161,279	160,674
人口の対前年伸率(%)		△ 0.34	△ 0.30	△ 1.56	0.01	△ 0.41	△ 0.38
世帯数		71,597	72,377	70,542	71,155	72,359	72,991
1km <sup>2</sup> 当たりの人口(人)		1,590	1,585	1,561	1,561	1,554	1,549

※人口・世帯数は、国勢調査に基づく人口・世帯数

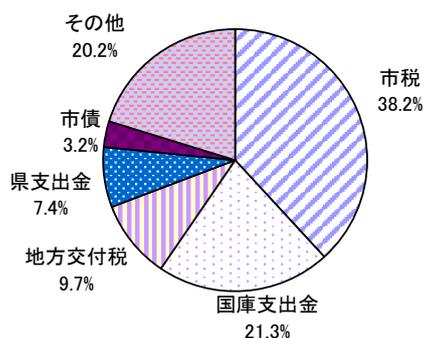
注) 1km<sup>2</sup>当たりの人口は、平成24年度から平成26年度は面積103.61K<sup>m</sup>、平成27年度以降は、103.76K<sup>m</sup>を基準に算出(測量値の変動による)

### 3 令和5年度一般会計歳入歳出決算額

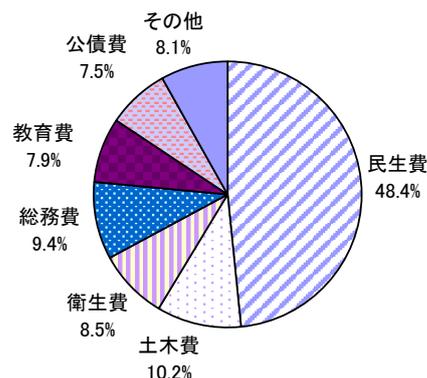
単位:千円、%

歳 入				歳 出			
款		決 算 額	構 成 比	款	決 算 額	構 成 比	
1	市 税	22,791,655	38.2	1	議 会 費	316,130	0.6
2	地 方 譲 与 税	365,496	0.6	2	総 務 費	5,386,895	9.4
3	利 子 割 交 付 金	7,129	0.0	3	民 生 費	27,630,353	48.4
4	配 当 割 交 付 金	175,770	0.3	4	衛 生 費	4,847,531	8.5
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	194,514	0.3	5	農 林 費	641,219	1.1
6	法 人 事 業 税 交 付 金	332,352	0.6	6	商 工 費	1,190,135	2.1
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,621,561	6.1	7	土 木 費	5,851,582	10.2
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	93,339	0.2	8	消 防 費	2,474,812	4.3
9	環 境 性 能 割 交 付 金	91,200	0.2	9	教 育 費	4,481,563	7.9
10	地 方 特 例 交 付 金	161,882	0.3	10	公 債 費	4,274,616	7.5
11	地 方 交 付 税	5,805,847	9.7	12	災 害 復 旧 費	-	-
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	17,461	0.0				
13	分 担 金 及 び 負 担 金	341,654	0.6				
14	使 用 料 及 び 手 数 料	500,194	0.8				
15	国 庫 支 出 金	12,730,487	21.3				
16	県 支 出 金	4,421,470	7.4				
17	財 産 収 入	128,221	0.2				
18	寄 附 金	309,196	0.5				
19	繰 入 金	2,075,743	3.5				
20	繰 越 金	1,819,524	3.1				
21	諸 収 入	1,743,274	2.9				
22	市 債	1,938,900	3.2				
歳 入 合 計		59,666,869	100.0	歳 出 合 計		57,094,836	100.0

歳 入



歳 出



歳入全体では、対前年度比2.9% (1,655,444千円) 増  
市税収入は、対前年度比0.9% (192,310千円) 増

歳出は、対前年度比3.7% (2,062,934千円) 増

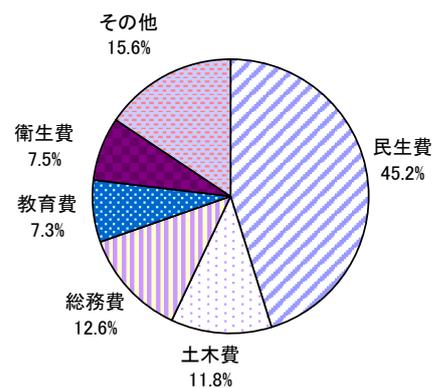
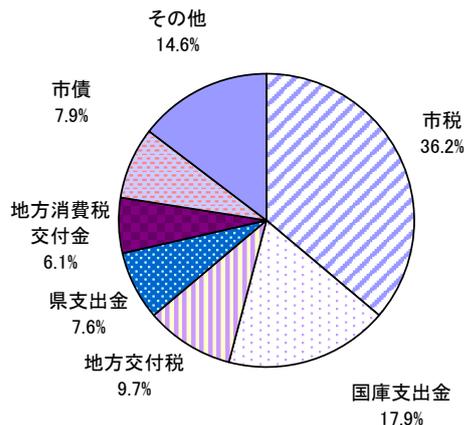
#### 4 令和6年度一般会計予算額（当初）

単位:千円、%

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構 成 比	款	予 算 額	構 成 比
1 市 税	21,900,000	36.2	1 議 会 費	343,709	0.6
2 地 方 譲 与 税	390,000	0.7	2 総 務 費	7,630,356	12.6
3 利 子 割 交 付 金	6,000	0.0	3 民 生 費	27,380,731	45.2
4 配 当 割 交 付 金	167,000	0.3	4 衛 生 費	4,534,481	7.5
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	190,000	0.3	5 農 林 費	641,989	1.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	321,000	0.5	6 商 工 費	1,682,795	2.8
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,700,000	6.1	7 土 木 費	7,163,111	11.8
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	92,000	0.2	8 消 防 費	3,324,190	5.5
9 環 境 性 能 割 交 付 金	106,000	0.2	9 教 育 費	4,421,118	7.3
10 地 方 特 例 交 付 金	853,000	1.4	10 公 債 費	3,357,520	5.5
11 地 方 交 付 税	5,874,000	9.7	11 予 備 費	100,000	0.2
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,000	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	358,664	0.6			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	510,477	0.8			
15 国 庫 支 出 金	10,819,629	17.9			
16 県 支 出 金	4,629,011	7.6			
17 財 産 収 入	268,656	0.4			
18 寄 附 金	415,672	0.7			
19 繰 入 金	2,376,039	3.9			
20 繰 越 金	500,000	0.8			
21 諸 収 入	2,324,352	3.8			
22 市 債	4,757,500	7.9			
歳 入 合 計	60,580,000	100.0	歳 出 合 計	60,580,000	100.0

歳 入

歳 出

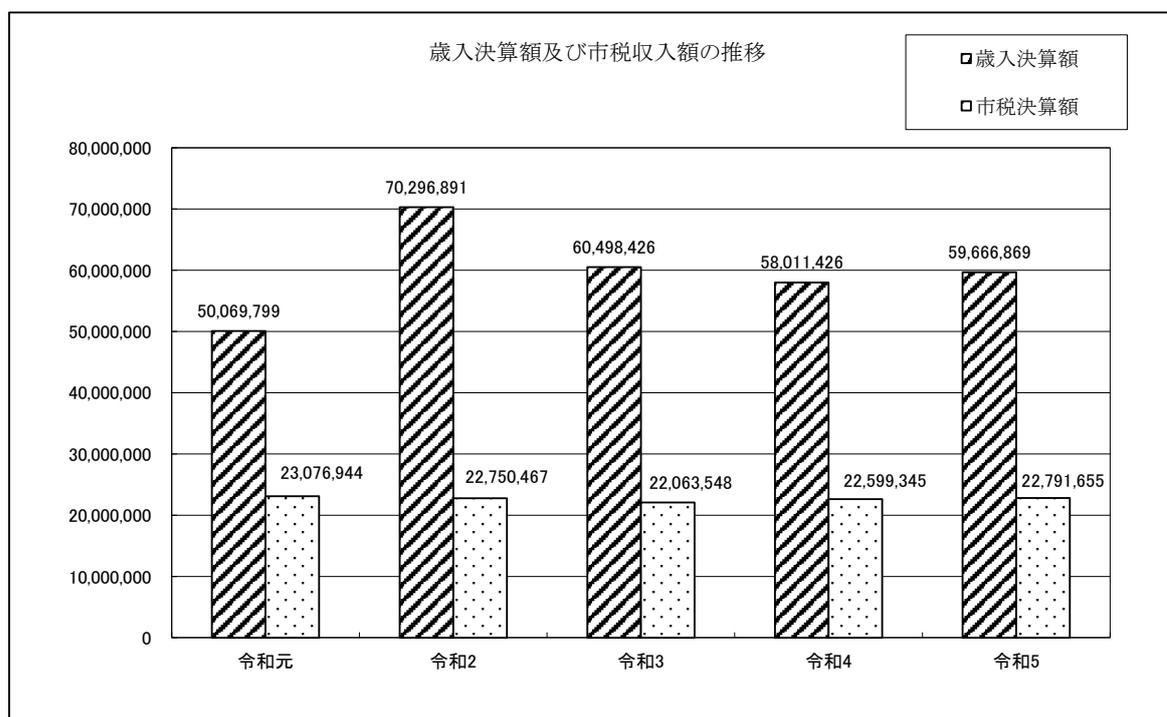


歳入歳出は、対前年度比9.0%（5,010,000千円）の増  
市税収入は、対前年度比3.1%（700,000千円）の減

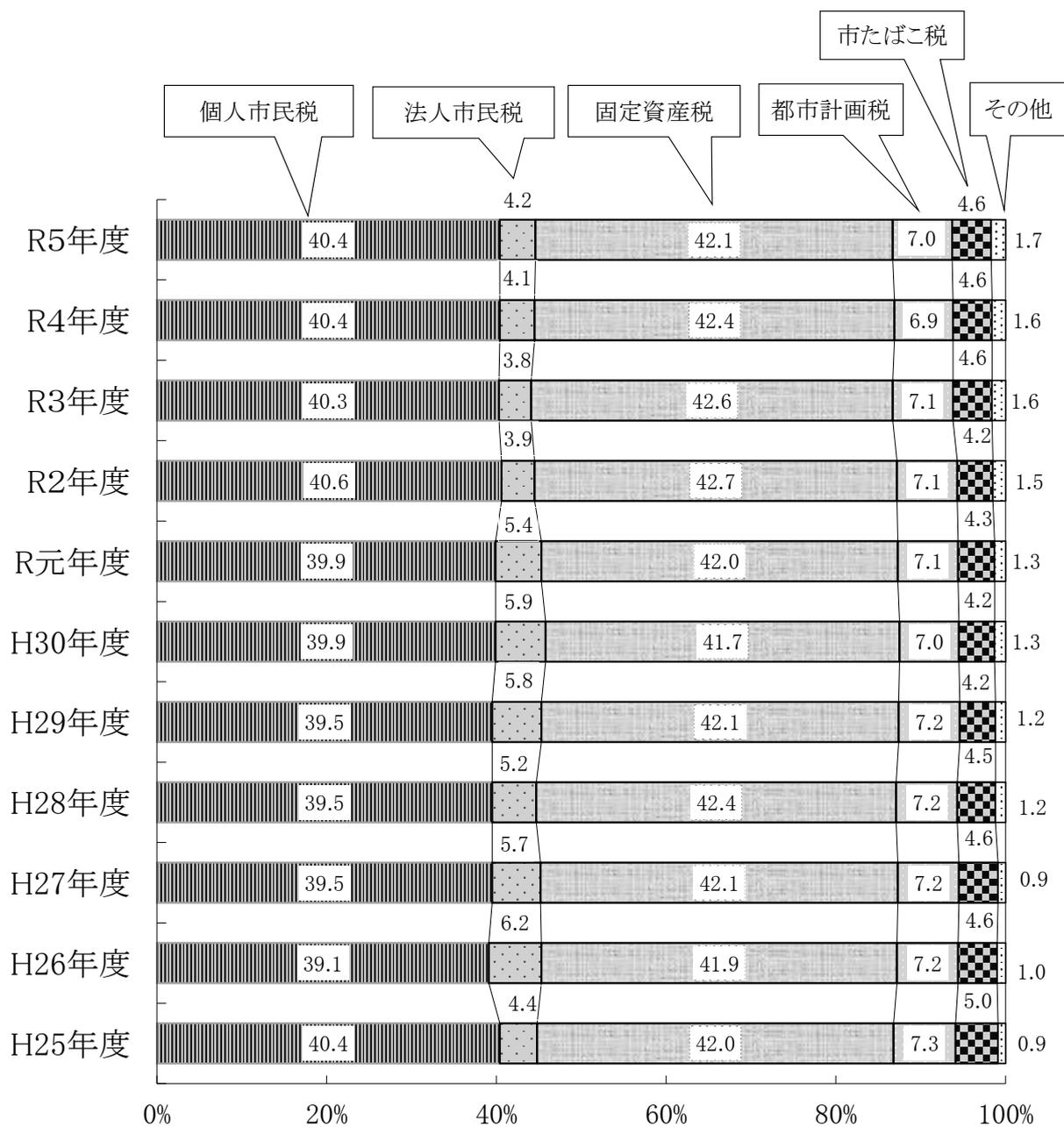
## 5 歳入決算額に占める市税の割合等

区 分	年 度				
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
市 税 予 算 額 (千 円)	23,100,000	22,910,000	21,400,000	22,100,000	22,600,000
市 税 調 定 額 [A] (千 円)	24,046,004	23,716,550	22,946,055	23,441,322	23,587,428
歳 入 決 算 額 [B] (千 円)	50,069,799	70,296,891	60,498,426	58,011,426	59,666,869
市 税 収 入 済 額 [C] (千 円)	23,076,944	22,750,467	22,063,548	22,599,345	22,791,655
市 税 徴 収 率 [C]/[A] (%)	96.0	95.9	96.2	96.4	96.6
歳入に占める市税の割合[C]/[B](%)	46.1	32.4	36.5	39.0	38.2
市 税 対 前 年 度 伸 率 (%)	△ 0.4	△ 1.4	△ 3.0	2.4	0.9
市税増加指数〔令和元年度を100〕	100.0	98.6	95.6	97.9	98.8
1 人 当 たり 市 税 負 担 額 (円)	143,163	141,823	137,910	141,559	143,112
1 世 帯 当 たり 市 税 負 担 額 (円)	312,933	308,519	296,653	299,770	299,013
人 口 ( 人 )	161,193	160,415	159,985	159,646	159,257
世 帯 数 ( 世 帯 )	73,744	73,741	74,375	75,389	76,223

※人口・世帯数は当該年度1月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数(統計基準日の変更による)



## 6 市税決算額の年度別構成図



※その他：軽自動車税、特別土地保有税、入湯税

7 税目別市税決算額の推移

税目		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				
		決算額	構成比	対前年度伸率	市民1人当たり額													
		千円	%	%	円													
普通税		21,128,330	92.9	△ 1.5	132,079	20,500,648	93.1	△ 3.0	128,390	21,014,743	93.0	2.5	131,907	21,198,942	93.0	0.9	133,570	
内 訳	市民税	個人	9,245,863	40.6	0.5	57,798	8,903,241	40.4	△ 3.7	55,759	9,121,889	40.4	2.5	57,257	9,207,385	40.4	0.9	58,014
		法人	894,000	3.9	△ 28.5	5,589	849,218	3.8	△ 5.0	5,318	921,860	4.1	8.6	5,786	966,816	4.2	4.9	6,092
	固定資産税	9,701,121	42.7	△ 0.0	60,644	9,395,765	42.7	△ 3.1	58,843	9,551,857	42.3	1.7	59,956	9,608,264	42.1	0.6	60,540	
	軽自動車税	335,658	1.5	7.8	2,099	345,281	1.6	2.9	2,162	368,439	1.6	6.7	2,313	377,837	1.7	2.6	2,380	
	市たばこ税	951,688	4.2	△ 3.1	5,949	1,007,143	4.6	5.8	6,308	1,050,698	4.6	4.3	6,595	1,038,640	4.6	△ 1.1	6,544	
目的税		1,622,137	7.1	△ 0.4	10,140	1,562,900	6.9	△ 3.7	9,789	1,584,602	7.0	1.4	9,946	1,592,713	7.0	0.5	10,036	
内 訳	入湯税	2,982	0.0	244.7	18	3,348	0.0	12.3	21	4,903	0.0	46.4	31	4,975	0.0	1.5	32	
	都市計画税	1,619,155	7.1	△ 0.5	10,122	1,559,552	6.9	△ 3.7	9,767	1,579,699	7.0	1.3	9,915	1,587,738	7.0	0.5	10,004	
合計		22,750,467	100.0	△ 1.4	142,219	22,063,548	100.0	△ 3.0	138,178	22,599,345	100.0	2.4	141,853	22,791,655	100.0	0.9	143,606	
年度末現在 (住民基本台帳人口)		159,968人				159,675人				159,315人				158,710人				

8 税目別市税決算状況

単位:千円

税目	区分	令和4年度				令和5年度				対前年度伸率(%)						構成割合(%)	
		予算額	調定額	収入済額	収入率(%)	予算額	調定額	収入済額	収入率(%)	予算額		調定額		収入済額		収入済額	
										4	5	4	5	4	5	4	5
市税		22,100,000	23,441,322	22,599,345	96.4	22,600,000	23,587,428	22,791,655	96.6	3.3	2.3	2.2	0.6	2.4	0.9		
	現年度分	21,880,000	22,635,311	22,386,671	98.9	22,396,000	22,839,576	22,604,534	99.0	3.4	2.4	2.6	0.9	2.6	1.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	220,000	806,011	212,674	26.4	204,000	747,852	187,121	25.0	△ 8.3	△ 7.3	△ 8.4	△ 7.2	△ 12.0	△ 12.0		
市民税		9,744,100	10,494,989	10,043,749	95.7	10,064,000	10,605,205	10,174,201	95.9	6.9	3.3	2.9	1.1	3.0	1.3		
	現年度分	9,638,000	10,097,943	9,948,619	98.5	9,967,000	10,212,449	10,083,503	98.7	7.1	3.4	3.2	1.1	3.1	1.4	44.5	44.6
	滞納繰越分	106,100	397,046	95,130	24.0	97,000	392,756	90,698	23.1	△ 5.4	△ 8.6	△ 4.5	△ 1.1	△ 5.6	△ 4.7		
	個人	8,911,200	9,557,403	9,121,889	95.4	9,192,000	9,622,318	9,207,385	95.7	6.7	3.2	2.4	0.7	2.5	0.9		
	現年度分	8,809,000	9,174,582	9,031,237	98.4	9,100,000	9,243,384	9,120,699	98.7	6.9	3.3	2.6	0.7	2.5	1.0	40.4	40.4
	滞納繰越分	102,200	382,821	90,652	23.7	92,000	378,934	86,686	22.9	△ 5.7	△ 10.0	△ 3.1	△ 1.0	△ 2.0	△ 4.4		
	法人	832,900	937,586	921,860	98.3	872,000	982,887	966,816	98.4	9.5	4.7	8.4	4.8	8.6	4.9		
	現年度分	829,000	923,361	917,382	99.4	867,000	969,065	962,804	99.4	9.5	4.6	9.4	4.9	9.1	5.0	4.1	4.2
	滞納繰越分	3,900	14,225	4,478	31.5	5,000	13,822	4,012	29.0	2.6	28.2	△ 32.1	△ 2.8	△ 46.0	△ 10.4		
固定資産税		9,433,700	9,815,128	9,551,857	97.3	9,552,500	9,843,206	9,608,264	97.6	△ 0.1	1.3	1.1	0.3	1.7	0.6		
	現年度分	9,344,000	9,526,157	9,467,635	99.4	9,473,000	9,606,226	9,543,907	99.4	0.0	1.4	1.8	0.8	1.9	0.8		
	滞納繰越分	89,700	288,971	84,222	29.1	79,500	236,980	64,357	27.2	△ 9.9	△ 11.4	△ 16.7	△ 18.0	△ 20.9	△ 23.6		
	土地、家屋、償却	9,412,700	9,794,644	9,531,373	97.3	9,531,500	9,823,538	9,588,596	97.6	△ 0.1	1.3	1.1	0.3	1.7	0.6	42.3	42.1
	現年度分	9,323,000	9,505,673	9,447,151	99.4	9,452,000	9,586,558	9,524,239	99.3	0.0	1.4	1.8	0.9	1.9	0.8		
	滞納繰越分	89,700	288,971	84,222	29.1	79,500	236,980	64,357	27.2	△ 9.9	△ 11.4	△ 16.7	△ 18.0	△ 20.9	△ 23.6		
	交付金 現年度分	21,000	20,484	20,484	100.0	21,000	19,668	19,668	100.0	0.0	0.0	△ 2.9	△ 4.0	△ 2.9	△ 4.0		
軽自動車税		358,600	387,482	368,439	95.1	359,500	395,352	377,837	95.6	12.1	0.3	5.8	2.0	6.7	2.6		
	種別割	334,600	365,059	346,016	94.8	337,900	373,776	356,261	95.3	8.6	1.0	3.0	2.4	3.7	3.0		
	現年度分	329,000	347,265	341,881	98.4	333,200	358,786	351,636	98.0	8.9	1.3	3.2	3.3	3.7	2.9	1.6	1.7
	滞納繰越分	5,600	17,794	4,135	23.2	4,700	14,990	4,625	30.9	△ 3.4	△ 16.1	△ 0.2	△ 15.8	3.5	11.9		
	環境性能割 現年度分	24,000	22,423	22,423	100.0	21,600	21,576	21,576	100.0	100.0	△ 10.0	92.4	△ 3.8	92.4	△ 3.8		
市たばこ税		1,002,000	1,050,698	1,050,698	100.0	1,027,000	1,038,640	1,038,640	100.0	5.4	2.5	4.3	△ 1.1	4.3	△ 1.1		
	現年度分	1,002,000	1,050,698	1,050,698	100.0	1,027,000	1,038,640	1,038,640	100.0	5.4	2.5	4.3	△ 1.1	4.3	△ 1.1	4.6	4.6
	滞納繰越分	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
入湯税 現年度分		3,000	4,903	4,903	100.0	4,200	4,975	4,975	100.0	66.7	40.0	46.4	1.5	46.4	1.5	0.0	0.0
都市計画税		1,558,600	1,688,122	1,579,699	93.6	1,592,800	1,700,050	1,587,738	93.4	△ 0.9	2.2	1.3	0.7	1.3	0.5		
	現年度分	1,540,000	1,585,922	1,550,512	97.8	1,570,000	1,596,924	1,560,297	97.7	△ 0.7	1.9	1.2	0.7	1.4	0.6	7.0	7.0
	滞納繰越分	18,600	102,200	29,187	28.6	22,800	103,126	27,441	26.6	△ 17.0	22.6	3.0	0.9	△ 4.1	△ 6.0		

9 市税の徴収に要する経費累年比較（決算）

単位：千円

区 分		年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
税収入額	市 税 (A)	23,385,044	23,209,794	23,323,435	23,165,090	23,076,944	22,750,467	22,063,548	22,599,345	22,791,655	
	個 人 県 民 税	6,030,837	6,009,302	6,043,391	6,066,910	6,126,740	6,156,208	5,928,078	6,073,661	6,130,587	
	合 計 (B)	29,415,881	29,219,096	29,366,826	29,232,000	29,203,684	28,906,675	27,991,626	28,673,006	28,922,242	
徴	1 報 酬	47	23	24	23	23	23	140	31	55	
	2 給 料	163,039	168,444	165,712	168,425	165,447	158,629	159,588	156,534	158,361	
	3 職 員 手 当 等	113,613	110,070	112,745	111,156	110,536	112,490	108,958	104,036	109,937	
	4 共 済 費	53,913	54,885	56,099	56,786	54,991	53,210	53,491	51,166	50,836	
	8 旅 費	12	12	15	13	8	1	2	4	9	
	10 需 用 費	127	120	106	106	111	111	111	113	134	
	17 備 品 購 入 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18 負担金、補助及び交付金	283	397	332	341	342	719	712	699	691	
	21 補償、補填及び賠償金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	331,034	333,951	335,033	336,850	331,458	325,183	323,002	312,583	320,023	
	税 費	1 報 酬	7,669	6,277	6,334	6,545	6,470	20,106	23,010	20,851	24,832
3 職 員 手 当 等		0	0	0	0	0	596	2,087	1,795	2,559	
4 共 済 費		1,653	1,442	1,741	1,526	1,754	1,412	1,994	1,521	2,143	
賃 金 ( 令 和 5 从 廃 止 )		13,244	14,132	15,094	13,955	15,358	0	0	0	0	
7 報 償 費		1,607	1,124	1,351	1,378	661	0	10	0	0	
8 旅 費		397	310	297	343	371	578	611	658	722	
10 需 用 費		10,343	10,847	10,239	8,933	9,504	11,284	9,535	11,134	6,659	
11 役 務 費		35,516	35,650	43,367	39,889	40,696	41,830	44,159	46,481	54,032	
12 委 託 料		35,254	49,503	33,030	29,007	56,745	39,836	33,948	76,583	42,573	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料		21,130	20,557	20,357	20,098	20,079	17,672	11,010	7,388	7,979	
17 備 品 購 入 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 負担金、補助及び交付金		5,403	5,912	4,279	5,839	6,054	7,197	7,047	7,987	12,113	
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料		90,156	97,017	96,476	78,476	74,835	99,994	72,468	59,367	71,911	
小 計	222,372	242,771	232,565	205,989	232,527	240,505	205,879	233,765	225,523		
合 計 (C)	553,406	576,722	567,598	542,839	563,985	565,688	528,881	546,348	545,546		
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)		255,151	251,668	268,340	257,693	257,651	257,083	259,334	260,346	261,442	
徴 税 費 - 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (E) = (C) - (D)		298,255	325,054	299,258	285,146	306,334	308,605	269,547	286,002	284,104	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 (C) / (B)		1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	
( % ) (E) / (A)		1.3	1.4	1.3	1.2	1.3	1.4	1.2	1.3	1.2	

※市民税課、資産税課、債権回収課で行う事業に要した費用

10 令和5年度 県内各市の市税決算状況

単位:千円

市名	市 民 税		固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地 保有税	入 湯 税	都市計画税	事業所税	合 計	1人当たり額 (円)	人 口 (人)
	個 人	法 人										
横 浜 市	431,872,638	52,207,158	293,206,685	3,525,410	23,243,222	0	75,194	62,960,274	19,212,970	886,303,551	236,161	3,752,969
川 崎 市	185,869,712	19,403,372	133,933,272	1,022,391	9,881,937	0	45,208	28,190,694	9,549,168	387,895,754	253,670	1,529,136
相 模 原 市	63,270,189	5,879,548	49,105,914	1,247,935	4,980,501	0	0	9,724,562	3,335,843	137,544,492	191,603	717,861
横 須 賀 市	23,498,392	2,908,353	23,199,821	643,511	2,871,377	0	2,464	4,559,174	1,590,557	59,273,649	154,565	383,488
平 塚 市	16,299,580	3,255,951	20,309,429	560,361	1,893,648	0	0	2,717,981	0	45,036,950	175,339	256,856
鎌 倉 市	18,006,907	1,339,692	13,616,737	193,218	822,698	0	0	3,331,792	0	37,311,044	212,447	175,625
藤 沢 市	36,479,210	4,561,274	33,091,074	603,526	2,713,177	566	9,387	6,150,887	2,514,153	86,123,254	193,461	445,172
小 田 原 市	11,826,824	1,767,832	15,283,114	446,686	1,422,963	0	31,520	1,893,681	0	32,672,620	174,683	187,040
茅 ヶ 崎 市	17,897,802	1,292,775	14,730,261	360,879	1,197,180	0	0	3,540,969	0	39,019,866	157,475	247,785
逗 子 市	5,191,668	234,655	3,400,063	72,206	260,389	0	0	588,335	0	9,747,316	166,592	58,510
三 浦 市	2,148,804	180,645	2,222,291	123,620	325,046	0	30,287	401,140	0	5,431,833	133,862	40,578
秦 野 市	9,207,385	966,816	9,608,264	377,837	1,038,640	0	4,975	1,587,738	0	22,791,655	143,112	159,257
厚 木 市	15,470,198	6,987,471	20,724,946	520,985	2,032,732	0	2,774	2,493,510	0	48,232,616	215,382	223,940
大 和 市	17,246,518	1,630,474	15,334,575	314,567	1,847,938	0	0	2,218,078	0	38,592,150	157,495	245,038
伊 勢 原 市	6,752,857	1,079,460	7,521,295	237,893	731,081	0	0	904,534	0	17,227,120	172,003	100,156
海 老 名 市	9,934,150	1,371,772	11,595,269	223,985	1,000,965	0	0	1,553,982	0	25,680,123	183,950	139,604
座 間 市	8,136,392	895,668	8,293,451	208,582	805,236	0	0	1,212,543	0	19,551,872	148,846	131,356
南 足 柄 市	2,251,019	447,628	3,312,991	121,864	279,698	0	581	374,795	0	6,788,576	166,935	40,666
綾 瀬 市	4,836,738	788,895	6,274,413	190,581	648,287	0	0	790,415	0	13,529,329	160,872	84,100

※人口は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口

## 1 1 県内各市の市税総額及び市民1人当たりの負担額

区分 市名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	市税総額 (千円)	1人当たり		市税総額 (千円)	1人当たり		市税総額 (千円)	1人当たり	
		金額 (円)	対前年度伸率 (%)		金額 (円)	対前年度伸率 (%)		金額 (円)	対前年度伸率 (%)
横浜市	838,901,732	223,362	△ 0.5	867,276,496	231,049	3.4	886,303,551	236,161	2.2
川崎市	364,605,509	239,495	△ 0.3	378,170,636	248,139	3.6	387,895,754	253,670	2.2
相模原市	129,575,345	180,188	△ 1.2	134,401,563	186,898	3.7	137,544,492	191,603	2.5
横須賀市	57,302,300	145,875	△ 2.4	59,138,443	152,341	4.4	59,273,649	154,565	1.5
平塚市	42,692,869	166,777	△ 1.7	43,787,467	171,041	2.6	45,036,950	175,339	2.5
鎌倉市	36,524,342	206,293	0.5	37,555,623	212,828	3.2	37,311,044	212,447	△ 0.2
藤沢市	81,339,202	183,588	△ 1.7	84,341,380	189,456	3.2	86,123,254	193,461	2.1
小田原市	31,935,362	169,204	△ 1.9	32,600,581	173,518	2.5	32,672,620	174,683	0.7
茅ヶ崎市	36,779,348	149,600	△ 1.5	38,237,629	155,189	3.7	39,019,866	157,475	1.5
逗子市	9,550,461	160,807	0.4	9,728,101	164,998	2.6	9,747,316	166,592	1.0
三浦市	5,422,267	129,667	0.2	5,474,778	132,571	2.2	5,431,833	133,862	1.0
秦野市	22,063,548	137,910	△ 2.8	22,599,345	141,559	2.6	22,791,655	143,112	1.1
厚木市	44,195,558	197,786	△ 9.3	46,733,501	208,785	5.6	48,232,616	215,382	3.2
大和市	36,638,738	150,816	△ 1.6	37,803,993	154,668	2.6	38,592,150	157,495	1.8
伊勢原市	16,556,288	165,903	0.1	17,118,692	171,341	3.3	17,227,120	172,003	0.4
海老名市	23,749,673	173,400	△ 0.3	24,646,937	177,356	2.3	25,680,123	183,950	3.7
座間市	18,971,133	144,038	△ 2.4	19,429,311	147,721	2.6	19,551,872	148,846	0.8
南足柄市	6,744,893	163,497	1.0	6,708,630	163,398	△ 0.1	6,788,576	166,935	2.2
綾瀬市	12,908,131	152,858	△ 0.3	13,445,293	159,350	4.2	13,529,329	160,872	1.0

※1人当たりの金額は当該年度1月1日現在の住民基本台帳人口を基準に算出

## Ⅱ 賦 課

- 1 令和5年度賦課の概要
- 2 個人市県民税調定額等の推移(現年度分)
- 3 令和6年度個人市民税職種別納税義務者数等
- 4 個人市民税所得割額の推移
- 5 令和6年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況
- 6 法人市民税調定額の推移
- 7 規模別・決算月別の法人数
- 8 法人市民税月別調定額(現年度分)の推移
- 9 令和6年度土地に関する概要
- 10 令和6年度家屋に関する概要
- 11 令和6年度償却資産に関する概要
- 12 固定資産税・都市計画税調定額の推移(現年度分)
- 13 固定資産税・都市計画税納税義務者数
- 14 固定資産評価審査申立の状況
- 15 課税台帳縦覧件数
- 16 軽自動車税車種別調定額等の推移(現年度分)
- 17 市たばこ税調定額等の推移(現年度分)
- 18 入湯税調定額等の推移(現年度分)
- 19 市税減免額等の調

## 1 令和5年度賦課の概要

### (1) 個人市民税

現年度分調定額は、9,243,384千円で、給与所得者を主とした納税義務者数の増により、前年度比0.7パーセント、68,802千円の増となりました。

### (2) 法人市民税

現年度分調定額は、969,065千円で、均等割額は、前年度比2.2パーセント、7,916千円の減となり、法人税割額は、景気回復等による企業収益の増加で業績が好転したことを受けて、前年度比9.5パーセント、53,620千円の増となりました。

### (3) 固定資産税

現年度分調定額は、9,606,226千円で、景気回復等による新築物件の増加や、農地の宅地化の増加により、前年度比0.8パーセント、80,069千円の増となりました。

### (4) 軽自動車税

現年度分調定額は、380,362千円で、種別割における平成27年度以降の新税率及び13年を経過した重課税率の適用車両の増加により、前年度比2.9パーセント、10,674千円の増となりました。

### (5) 市たばこ税

現年度分調定額は、1,038,640千円で、健康志向の高まりや、施設の禁煙及び分煙化による喫煙機会の減少により、前年度比1.1パーセント、12,058千円の減となりました。

### (6) 入湯税

現年度分調定額は、4,975千円で、入湯客数の微増により前年度比1.5パーセント、72千円の増となりました。

### (7) 都市計画税

現年度分調定額は、1,596,924千円で、宅地開発等が進んだため、前年度比0.7パーセント、11,002千円の増となりました。

## 2 個人市県民税調定額等の推移（現年度分）

### (1) 調定額の推移

単位：千円

年度		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
区分						
市	市民税	9,246,808	9,294,865	8,938,320	9,174,581	9,243,384
	均等割	284,004	287,343	284,946	286,443	287,864
	所得割	8,962,804	9,007,522	8,653,374	8,888,138	8,955,520
	前年度比 (%)	99.89	100.52	96.16	102.64	100.75
	普通徴収	1,692,972	1,749,552	1,671,759	1,864,826	1,830,328
	均等割	61,288	60,774	58,615	59,164	60,389
	所得割	1,631,684	1,688,778	1,613,144	1,805,662	1,769,939
	前年度比 (%)	97.39	103.34	95.55	111.55	98.15
	特別徴収	7,553,836	7,545,313	7,266,561	7,309,755	7,413,056
	均等割	222,716	226,569	226,331	227,279	227,475
	所得割	7,331,120	7,318,744	7,040,230	7,082,476	7,185,581
	前年度比 (%)	100.46	99.89	96.31	100.59	101.41
	普徴：特徴	18.31:81.69	18.82:81.18	18.70:81.30	20.33:79.67	19.80:80.20
県	市民税	6,158,662	6,190,704	5,951,557	6,109,570	6,155,727
	前年度比 (%)	99.90	100.52	96.14	102.65	100.76
	確定あん分率	0.3997	0.3997	0.3997	0.3997	0.3997

### (2) 納税義務者数の推移

単位：人

単位：人

年度		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
区分						
市	市民税	81,585	82,494	81,846	82,204	82,575
	均等割	81,144	82,098	81,413	81,841	82,247
	所得割	77,182	77,990	77,723	77,842	78,456
	前年度比 (%)	100.92	101.11	99.21	100.44	100.45
	普通徴収	17,511	17,364	16,747	16,904	17,254
	均等割	17,511	17,364	16,747	16,904	17,254
	所得割	15,588	15,384	15,039	15,262	15,567
	前年度比 (%)	100.69	99.16	96.45	100.94	102.07
	特別徴収	64,074	65,130	65,099	65,300	65,321
	均等割	63,633	64,734	64,666	64,937	64,993
	所得割	61,594	62,606	62,684	62,580	62,889
	前年度比 (%)	100.98	101.65	99.95	100.31	100.03

### 3 令和6年度個人市民税職種別納税義務者数等

令和6年7月1日現在 単位:人、千円

区 分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	A	B	C	D	E	F	G
給与所得者	4,431	13,293	0	0	57,443	172,329	7,008,592
営業所得者	436	1,308	0	0	1,918	5,754	301,629
農業所得者	17	51	0	0	51	153	4,626
その他の所得者	4,571	13,713	0	0	13,062	39,186	1,097,008
家屋敷等のみ	0	0	-	-	-	-	-
計	9,455	28,365	0	0	72,474	217,422	8,411,855
令和5年度 (R5.7.1現在)	4,027	14,096	0	0	76,954	269,338	8,871,800

区 分	合 計				納税義務者数	構 成 比
	均等割を納める者		所得割を納める者			
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額		
	(A+E)	(B+F)	(C+E)	(D+G)	(A+C+E)	(%)
給与所得者	61,874	185,622	57,443	7,008,592	61,874	75.5
営業所得者	2,354	7,062	1,918	301,629	2,354	2.9
農業所得者	68	204	51	4,626	68	0.1
その他の所得者	17,633	52,899	13,062	1,097,008	17,633	21.5
家屋敷等のみ	0	0	-	-	0	0.0
計	81,929	245,787	72,474	8,411,855	81,929	100.0
令和5年度 (R5.7.1現在)	80,981	283,434	76,954	8,871,800	80,981	-

※所得の区分は、主たる所得の区分による。

4 個人市民税所得割額の推移

各年7月1日現在 単位:千円

区 分		年 度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
納 税 義 務 者 ( 人 )				74,689	75,092	75,490	75,904	76,461	76,704	76,123	76,664	76,954	72,474
総 所 得 金 額 等	総 所 得 金 額			232,552,704	233,944,436	234,533,347	237,470,891	239,494,742	240,311,930	243,331,166	248,484,291	251,201,403	251,827,819
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額			9,512	75,504	16,077	30,116	39,212	19,854	14,851	21,279	61,458	35,420
	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額			5,017,357	5,178,452	6,860,787	5,978,645	4,672,533	5,711,473	3,407,157	5,025,736	5,581,787	7,475,251
	先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等 の 金 額			217,752	90,581	101,766	55,447	64,854	53,931	124,775	61,303	166,530	118,624
	株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 金 額			578,987	999,925	510,423	1,576,562	828,495	404,351	667,461	1,656,781	1,425,892	1,501,054
	上 場 株 式 等 に 係 る 配 当 所 得 金 額			105,551	83,749	73,682	112,819	86,149	119,848	95,098	110,799	115,049	144,211
計 ( A )				238,481,863	240,372,647	242,096,082	245,224,480	245,185,985	246,621,387	247,640,508	255,360,189	258,552,119	261,102,379
所 得 控 除	雑 損			5,147	2,405	4,548	7,672	2,402	7,942	4,509	936	1,128	2,693
	医 療 費			1,851,223	1,876,551	1,923,231	1,928,266	1,892,129	1,928,663	1,768,742	1,834,730	1,825,154	1,741,136
	社 会 保 険 料			39,202,844	40,136,394	40,829,748	41,720,054	42,306,771	42,583,757	42,718,413	42,923,650	43,826,385	44,577,145
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金			444,105	480,901	503,183	554,695	631,166	709,483	812,375	928,746	1,019,893	1,112,709
	生 命 保 険 料			2,376,525	2,435,168	2,492,334	2,540,992	2,574,394	2,586,167	2,583,195	2,591,608	2,577,072	2,470,517
	地 震 保 険 料 ( 損 害 保 険 料 )			208,859	216,100	219,964	228,132	233,891	244,163	251,813	263,903	269,691	260,808
	寄 附 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障 害 者			793,320	788,220	787,540	800,100	806,600	829,480	823,760	834,620	842,980	731,080
	寡 婦 ( 夫 )			375,960	382,940	394,780	398,280	417,580	428,560	440,500	448,940	459,800	400,300
	勤 労 学 生			1,820	3,640	1,820	3,120	4,160	3,120	2,080	3,380	3,120	0
	配 偶 者			7,614,670	7,455,860	7,334,300	7,226,370	6,568,470	6,446,020	6,321,850	6,133,860	5,946,220	5,197,930
	配 偶 者 特 別			415,560	417,970	406,870	401,260	1,005,530	1,041,040	1,014,540	1,042,110	1,020,240	929,280
	扶 養			5,151,890	5,061,170	4,914,600	4,926,330	4,886,240	4,785,900	4,787,500	4,777,960	4,674,950	4,251,280
	同 居 特 障 加 算 分			150,190	145,590	141,450	140,760	142,140	137,540	134,550	134,320	129,490	104,420
基 礎			24,647,370	24,780,360	24,911,700	25,048,320	25,232,130	25,312,320	32,649,550	32,865,020	32,982,000	31,051,980	
計 ( B )				83,239,483	84,183,269	84,866,068	85,924,351	86,703,603	87,044,155	94,313,377	94,783,783	95,578,123	92,831,278
課 税 標 準 ( A ) - ( B )				155,242,380	156,189,378	157,230,014	159,300,129	158,482,382	159,577,232	153,327,131	160,576,406	162,973,996	168,271,101
算 出 税 額 ( C )				9,135,136	9,177,043	9,206,031	9,324,653	9,337,507	9,383,077	9,067,960	9,424,956	9,557,013	9,812,618
税 額 控 除	配 当 等 ( D )			296,123	342,314	390,020	451,431	496,293	514,849	569,184	634,297	685,213	727,709
所 得 割 額 ( C ) - ( D ) ( E )				8,839,013	8,834,729	8,816,011	8,873,222	8,841,214	8,868,228	8,498,776	8,790,659	8,871,800	9,084,909
平 均 税 率 ( % )				5.88	5.88	5.86	5.85	5.89	5.88	5.91	5.87	5.86	5.83
特 別 減 税 額 ( F )				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 減 税 後 課 税 額 ( E ) - ( F )				8,839,013	8,834,729	8,816,011	8,873,222	8,841,214	8,868,228	8,498,776	8,790,659	8,871,800	9,084,909

5 令和6年度個人市民税職種別段階別所得割額等の状況

令和6年7月1日現在 単位:人、千円

区分 課税標準額の段階	給与所得者				営業所得者				農業所得者			
	納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額	納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額	納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額
10万円以下の金額	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-
10万円を超え 100万円以下の金額	13,943	20,614,279	379,386	1,478	585	919,634	13,616	1,572	23	36,926	534	1,605
100万円を超え 200万円以下の金額	17,439	45,497,577	1,283,745	2,609	469	1,258,491	33,076	2,683	9	19,918	616	2,213
200万円を超え 300万円以下の金額	11,815	45,994,981	1,478,964	3,893	310	1,172,320	40,090	3,782	5	20,947	727	4,189
300万円を超え 400万円以下の金額	6,359	33,198,970	1,150,545	5,221	188	919,928	34,775	4,893	9	45,839	1,672	5,093
400万円を超え 550万円以下の金額	4,417	29,436,255	1,085,253	6,664	148	934,641	37,915	6,315	4	25,107	1,067	6,277
550万円を超え 700万円以下の金額	1,431	11,935,581	467,484	8,341	65	501,657	21,874	7,718	0	0	0	-
700万円を超え 1,000万円以下の金額	998	10,488,883	438,828	10,510	60	616,732	27,424	10,279	0	0	0	-
1,000万円を超える金額	667	12,882,551	615,086	19,314	65	1,568,476	76,992	24,130	0	0	0	-
合計	57,069	210,049,077	6,899,291	3,681	1,890	7,891,879	285,762	4,176	50	148,737	4,616	2,975
(構成比%)	78.74	83.41	82.02	-	2.61	3.13	3.40	-	0.07	0.06	0.05	-
令和5年度	59,434	207,503,381	7,274,916	3,491	2,028	7,834,412	292,951	3,863	53	145,316	4,758	2,742
(構成比%)	77.23	82.60	82.00	-	2.64	3.12	3.30	-	0.07	0.06	0.05	-

区分 課税標準額の段階	その他の所得者				短期・長期譲渡所得者				合計			
	納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額	納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額	納税人員	総所得金額等	所得割額	1人当たり所得額
10万円以下の金額	0	0	0	0	192	57,364	72,412	299	192	57,364	72,412	299
10万円を超え 100万円以下の金額	7,520	11,127,678	161,170	1,480	207	344,384	33,353	1,664	22,278	33,042,901	588,059	1,483
100万円を超え 200万円以下の金額	3,142	7,714,027	219,124	2,455	226	589,194	70,215	2,607	21,285	55,079,207	1,606,776	2,588
200万円を超え 300万円以下の金額	852	3,075,591	109,748	3,610	138	533,970	43,597	3,869	13,120	50,797,809	1,673,126	3,872
300万円を超え 400万円以下の金額	314	1,480,486	58,734	4,715	118	606,513	30,486	5,140	6,988	36,251,736	1,276,212	5,188
400万円を超え 550万円以下の金額	189	1,161,099	48,052	6,143	101	661,681	34,034	6,551	4,859	32,218,783	1,206,321	6,631
550万円を超え 700万円以下の金額	91	697,492	31,077	7,665	34	273,630	13,503	8,048	1,621	13,408,360	533,938	8,272
700万円を超え 1,000万円以下の金額	114	1,133,062	53,104	9,939	51	527,713	39,478	10,347	1,223	12,766,390	558,834	10,439
1,000万円を超える金額	113	2,200,399	112,334	19,473	63	1,553,843	91,765	24,664	908	18,205,269	896,177	20,050
合計	12,335	28,589,834	793,343	2,318	1,130	5,148,292	428,843	4,556	72,474	251,827,819	8,411,855	3,475
(構成比%)	17.02	11.35	9.43	-	1.56	2.05	5.10	-	100.00	100.00	100.00	-
令和5年度	14,508	31,216,510	917,581	2,152	931	4,501,784	381,272	4,835	76,954	251,201,403	8,871,478	3,264
(構成比%)	18.85	12.43	10.34	-	1.21	1.79	4.3	-	100.00	100.00	100.00	-

※「令和6年度市町村税課税状況等の調」による。

## 6 法人市民税調定額の推移

単位:円

区 分		年 度					
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
現 年 度 分	調 定 額	1,246,856,400	902,565,500	843,915,100	923,362,000	969,065,400	
	5億円以上	法人税割額	543,758,400	311,324,200	255,559,600	244,383,500	225,857,800
		均等割額	153,159,400	141,838,500	140,675,400	151,974,400	148,035,300
	1億円以上 5億円未満	法人税割額	107,215,300	78,828,800	70,627,400	61,990,500	52,749,000
		均等割額	20,859,000	22,378,000	21,536,200	21,621,400	20,592,300
	1億円未満	法人税割額	243,315,500	170,415,000	174,244,100	259,119,500	340,506,900
		均等割額	178,548,800	177,781,000	181,272,400	184,272,700	181,324,100
	計	法人税割額	894,289,200	560,568,000	500,431,100	565,493,500	619,113,700
		均等割額	352,567,200	341,997,500	343,484,000	357,868,500	349,951,700
	滞 納 分	調 定 額	17,081,551	13,348,821	20,935,991	14,224,391	13,822,309
合 計	調 定 額	1,263,937,951	915,914,321	864,851,091	937,586,391	982,887,709	
	対前年度伸率(%)	△ 8.17	△ 27.53	△ 5.58	8.41	4.83	

## 7 規模別・決算月別の法人数

区分 均等割 決算月	50億円超 51人以上	10億円を 超え 50億円 以下 51人以上	10億円超 50人以下	1億円を 超え 10億円 以下 51人以上	1億円 を超え 10億円 以下 50人以下	1千万円 を超え 1億円 以下 51人以上	1千万円 を超え 1億円 以下 50人以下	1千万円 以下 51人以上	その他	計
	2	7 (5)	1 (1)	26 (17)	2 (2)	13 (6)	3 (3)	18 (15)	2	177 (53)
3	19 (16)	2 (2)	98 (72)	20 (17)	57 (39)	18 (15)	134 (76)	13 (8)	348 (102)	709 (347)
4	1 (1)	0	0	1 (1)	0	2 (2)	18 (6)	1	183 (54)	206 (64)
5	0	1 (1)	2 (1)	0	6 (4)	3	27 (13)	0	215 (60)	254 (79)
6	1 (1)	0	1	0	7 (3)	3 (2)	33 (16)	2 (1)	219 (59)	266 (82)
7	0	0	1 (1)	1	2	3 (1)	18 (10)	0	202 (59)	227 (71)
8	0	0	8 (7)	1 (1)	2 (1)	3 (1)	29 (14)	3 (2)	235 (75)	281 (101)
9	0	1	7 (6)	0	7 (3)	3 (3)	43 (25)	3 (2)	258 (96)	322 (135)
10	0	0	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)	13 (6)	1 (1)	153 (58)	170 (68)
11	0	0	1 (1)	0	3 (3)	1	10 (6)	1	102 (34)	118 (44)
12	1 (1)	1	7 (6)	4 (4)	12 (7)	2 (1)	18 (9)	0	176 (61)	221 (89)
1	0	0	1 (1)	0	1 (1)	2 (2)	12 (6)	0	72 (19)	88 (29)
計	29 (24)	6 (4)	153 (113)	29 (25)	111 (68)	44 (31)	373 (202)	26 (14)	2,340 (730)	3,111 (1211)
前年度	31 (25)	6 (3)	154 (118)	27 (22)	113 (79)	42 (26)	392 (202)	27 (17)	2,276 (754)	3,068 (1246)

注1) 令和5年度に確定申告があった法人

注2) ( )内は、法人税割を納めた法人の内数

## 8 法人市民税月別調定額（現年度分）の推移

単位：円

年度 月別		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		4	40,953,200	55,810,400	35,568,100	49,151,400
5	451,860,300	276,104,800	228,142,100	294,691,700	230,872,200	
6	60,980,600	85,221,600	101,562,800	72,231,700	86,515,800	
7	28,465,100	41,928,300	36,097,200	26,667,500	28,507,700	
8	63,086,300	74,576,800	33,857,100	35,897,800	42,102,900	
9	55,338,500	39,829,300	31,365,900	47,251,300	27,240,900	
10	46,561,000	40,546,900	41,805,300	48,320,500	46,810,400	
11	352,322,900	184,134,800	166,692,200	167,404,100	168,349,500	
12	60,958,300	33,516,200	49,156,600	49,104,300	41,445,000	
1	18,807,400	12,842,000	18,920,100	21,755,700	14,469,200	
2	46,969,800	36,382,800	36,651,200	23,030,100	35,976,300	
3	20,553,000	21,671,600	64,096,500	87,855,900	31,319,700	
計		1,246,856,400	902,565,500	843,915,100	923,362,000	969,065,400
内	予定申告	505,461,500	258,972,500	261,856,000	299,745,800	270,876,800
	確定申告	731,987,900	636,927,700	578,590,600	617,159,100	691,007,100
	修正申告	9,287,300	6,778,100	3,449,000	6,934,200	7,585,600
	誤更正・決定	119,700	△ 112,800	19,500	△ 477,100	△ 404,100
調定額 対前年度 伸率(%)		△ 8.24	△ 27.61	△ 6.50	9.41	4.95

9 令和6年度土地に関する概要

令和6年1月1日現在

区分 地目		地積 (㎡)				決定価格 (千円)				筆数 (筆)				単位当たり価格 (円/㎡)	
		非課税地積 (イ)	評価総地積 (ロ)	法定免税点 未満のもの (ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (ニ)	総額 (ホ)	法定免税点 未満のもの (ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ)-(ヘ) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (チ)	非課税地 筆数 (リ)	評価 総筆数 (ヌ)	法定免税 点未満の もの (ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (ヲ)	平均価格 (ホ)/(ロ) (ワ)	最高価格 (カ)
田	一般田	3,656	1,978,937	135,936	1,843,001	181,530	12,072	169,458	181,530	22	4,092	358	3,734	92	120
	介在田・市街化区域田	623	50,510	915	49,595	1,245,501	1,105	1,244,396	415,385	4	141	2	139	24,659	52,021
畑	一般畑	24,748	11,326,278	970,934	10,355,344	699,016	57,972	641,044	699,016	49	16,068	1,647	14,421	62	99
	介在畑・市街化区域畑	8,403	811,635	195	811,440	24,098,477	2,382	24,096,095	7,959,408	22	2,294	8	2,286	29,691	89,020
宅地	小規模 住宅用地	—	9,554,332	14,015	9,540,317	433,514,019	329,050	433,184,969	72,228,267	—	71,037	601	70,436	45,374	158,000
	一般 住宅用地	—	3,109,148	1,557	3,107,591	103,882,231	34,324	103,847,907	34,598,691	—	24,986	248	24,738	33,412	116,880
	商業地等 非住宅用地	—	4,400,152	3,909	4,396,243	171,696,858	25,303	171,671,555	113,595,361	—	10,567	178	10,389	39,021	166,120
	計	914,888	17,063,632	19,481	17,044,151	709,093,108	388,677	708,704,431	220,422,319	1,637	106,590	1,027	105,563	41,556	166,120
	塩田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱泉地	—	16	—	16	2,534	—	2,534	2,534	—	5	—	5	158,375	343,000	
池沼	3,769	7,470	354	7,116	284	13	271	284	18	13	3	10	38	44	
山林	一般山林	3,069,540	11,861,930	1,630,754	10,231,176	358,365	48,369	309,996	358,357	597	10,555	2,236	8,319	30	57
	介在山林	—	13,256	45	13,211	151,849	462	151,387	105,249	—	54	2	52	11,455	23,940
牧場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
原野	729,501	1,132,124	66,836	1,065,288	33,457	2,080	31,377	33,457	68	486	143	343	30	52	
雑種地	ゴルフ場の用地	3,632	2,420,770	49	2,420,721	4,469,013	98	4,468,915	3,128,309	9	890	2	888	1,846	2,000
	遊園地等の用地	398,484	—	—	—	—	—	—	—	619	—	—	—	—	—
	鉄軌道用地(単体利用)	277	266,055	—	266,055	4,033,707	—	4,033,707	2,771,359	8	370	—	370	15,161	38,700
	鉄軌道用地(複合利用)	—	9,050	—	9,050	676,949	—	676,949	472,494	—	14	—	14	74,801	80,716
	その他の雑種地	673,771	1,847,891	9,464	1,838,427	40,613,984	40,233	40,573,751	27,933,595	4,164	6,598	268	6,330	21,979	107,409
計	1,076,164	4,543,766	9,513	4,534,253	49,793,653	40,331	49,753,322	34,305,757	4,800	7,872	270	7,602	10,959	107,409	
その他	43,613,683	—	—	—	—	—	—	—	—	69,204	—	—	—	—	
合計	49,444,975	48,789,554	2,834,963	45,954,591	785,657,774	553,463	785,104,311	264,483,296	76,421	148,170	5,696	142,474	16,103	—	

## 10 令和6年度家屋に関する概要

令和6年1月1日現在

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
納 税 義 務 者 数 (人)		52,145	1,035	51,110
棟 数 (棟)	木 造	49,197	1,037	48,160
	木造以外	12,774	218	12,556
	計	61,971	1,255	60,716
床 面 積 (㎡)	木 造	5,171,215	38,430	5,132,785
	木造以外	4,096,855	4,699	4,092,156
	計	9,268,070	43,129	9,224,941
決 定 価 格 (千円)	木 造	146,167,536	53,999	146,113,537
	木造以外	170,984,654	19,380	170,965,274
	計	317,152,190	73,379	317,078,811
価 格 [㎡あたり] (円)	木 造	28,266	1,405	28,467
	木造以外	41,736	4,124	41,779
	計	34,220	1,701	34,372

※ 非課税家屋 棟数 671棟、床面積 289,631㎡

## 1.1 令和6年度償却資産に関する概要

令和6年1月1日現在 単位：千円

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課税標準額の内訳		
			法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるもの	左記以外のもの	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	21,692,628	21,663,927	16,984	21,646,943
	機械及び装置	42,058,178	41,232,619	55,312	41,177,307
	船舶	333	333	—	333
	航空機	—	—	—	—
	車両及び運搬具	304,903	304,903	—	304,903
	工具器具及び備品	22,528,842	22,525,056	218	22,524,838
	小計(イ)	86,584,884	85,726,838	72,514	85,654,324
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	33,972,104	32,533,958	—	—
	道府県知事が価格等を決定し配分したもの	1,164,039	890,308	—	—
	小計(ロ)	35,136,143	33,424,266	—	—
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの		—	—	—	—
合計(イ)+(ロ)		121,721,027	119,151,104	—	—
同 上 内 訳	市町村分の額	—	119,151,104	—	—
	道府県分の額	—	—	—	—

市長が価格等を決定したものうち、法第349条の3の適用を受けるもの(単位：千円)

区分 \ 各項目別	法第349条の3第2項 (ガス事業用資産)	法第349条の3第9項 (日本放送協会)	法第349条の3第23項 (信用協同組合等)
決 定 価 格	2,308	40,880	4,283
課 税 標 準 額	834	20,440	2,570

市長が価格等を決定したものうち、法附則第15条の適用を受けるもの(単位：千円)

区分 \ 各項目別	法附則第15条第2項 (公共の危害防止施設等)	法附則第15条第44項 (先端設備等)
決 定 価 格	17,828	99,206
課 税 標 準 額	4,977	39,645

区分 \ 各項目別	法附則第15条旧第3項 (公害防止設備)	法附則第15条旧第32項 (特定事業所内保育施設)	法附則第15条旧第41項 (先端設備等)
決 定 価 格	3,638	8,505	35,629
課 税 標 準 額	1,213	2,835	0

## 1 2 固定資産税・都市計画税調定額の推移（現年度分）

単位:千円

区 分		年 度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
固定資産税	土地・家屋	8,018,083	8,048,106	7,754,914	7,881,751	7,958,460
	償却資産	1,663,879	1,671,678	1,582,562	1,623,922	1,628,098
	計	9,681,962	9,719,784	9,337,476	9,505,673	9,586,558
都市計画税		1,627,659	1,626,276	1,566,696	1,585,922	1,596,924
交 付 金		22,782	21,077	21,097	20,484	19,668
合 計		11,332,403	11,367,137	10,925,269	11,112,079	11,203,150

## 1 3 固定資産税・都市計画税納税義務者数

単位:人

区 分		年 度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
固定資産税	土 地	49,849	44,900	45,292	45,619	45,890
	家 屋	49,284	49,624	50,063	50,367	50,730
	償却資産	1,501	1,456	1,381	1,550	1,553
都市計画税	土 地	45,061	40,846	40,479	40,802	41,068
	家 屋	44,675	45,724	45,232	45,699	46,045
交 付 金		5	5	5	5	5

#### 1 4 固定資産評価審査申立の状況

単位:件

区 分	年 度				
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
受 理 し た 件 数	-	-	2	-	1
取 下 件 数	-	-	-	-	-
棄 却 件 数	-	-	1	-	1
審査の決定による修正件数	-	-	1	-	-
審 査 中 件 数	-	-	-	-	-

#### 1 5 課税台帳縦覧件数

単位:件

区 分	年 度				
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
土 地	4	1	5	7	3
家 屋	0	0	0	0	1
土 地 ・ 家 屋	5	6	7	6	10
償 却 資 産	0	0	0	0	0
計	9	7	12	13	14

16 軽自動車税車種別調定額等の推移（現年度分）

単位：台、円

区 分	年 度		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
原動機付自転車							
50cc 以下	台 数	9,323	8,972	8,526	8,319	8,011	
	調 定 額	18,641,000	17,944,000	17,052,000	16,638,000	16,022,000	
90cc 以下	台 数	663	650	641	658	680	
	調 定 額	1,325,200	1,300,000	1,282,000	1,316,000	1,360,000	
125cc 以下	台 数	2,569	2,649	2,770	2,927	3,041	
	調 定 額	6,164,800	6,349,600	6,648,000	7,024,800	7,298,400	
ミニカー	台 数	127	131	133	133	141	
	調 定 額	469,900	479,900	492,100	492,100	521,700	
小型特殊自動車							
農 耕 作 業 用	台 数	715	721	730	730	732	
	調 定 額	1,716,000	1,730,400	1,752,000	1,752,000	1,756,800	
そ の 他	台 数	160	157	155	152	153	
	調 定 額	944,000	926,300	914,500	896,800	902,700	
軽 自 動 車							
2 輪 車	台 数	2,744	2,728	2,754	2,896	2,964	
	調 定 額	9,878,400	9,820,800	9,914,400	10,425,600	10,670,400	
3 輪 車	台 数	1	1	1	1	1	
	調 定 額	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	
4 輪 車 ( 乗 用 )	台 数	24,853	25,421	25,846	25,891	26,371	
	調 定 額	227,380,300	239,970,700	251,263,000	260,614,000	271,004,600	
4 輪 車 ( 貨 物 用 )	台 数	6,407	6,420	6,424	6,404	6,505	
	調 定 額	31,311,500	31,790,200	32,195,600	32,423,400	33,200,700	
2 輪 の 小 型 自 動 車	台 数	2,453	2,490	2,519	2,613	2,674	
	調 定 額	14,716,000	14,940,000	15,114,000	15,678,000	16,044,000	
計	台 数	50,015	50,340	50,499	50,724	51,273	
	調 定 額	312,551,700	325,256,500	336,632,200	347,265,300	358,785,900	
調 定 額 対 前 年 度 伸 率 ( % )			3.37	4.06	3.50	3.16	3.32
平 均 税 率			6,249.2	6,461.2	6,666.1	6,846.2	6,997.6

## 17 市たばこ税調定額等の推移（現年度分）

単位：円、本

年度 区分		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		月別調定額	4月	80,274,913	78,886,662	81,584,017
	5月	84,452,213	75,577,737	79,733,141	87,864,404	88,378,459
	6月	81,813,551	78,260,025	82,647,997	85,642,279	87,358,215
	7月	83,028,989	81,024,636	87,057,545	87,119,054	87,379,966
	8月	84,559,008	77,113,763	85,220,039	89,914,477	89,013,225
	9月	88,651,397	80,175,979	82,323,923	88,666,656	93,225,045
	10月	86,574,305	104,757,509	109,679,945	89,900,291	87,203,182
	11月	80,458,336	70,319,130	69,297,162	88,177,339	86,884,007
	12月	78,380,807	71,039,207	85,559,798	86,948,465	83,780,369
	1月	85,031,095	87,830,765	87,247,583	94,753,032	89,837,412
	2月	72,069,974	74,276,320	79,989,862	81,018,715	78,987,582
	3月	77,330,524	72,426,472	76,801,700	78,866,595	80,101,593
	計	982,625,112 (167,657)	951,688,205 (3,759,188)	1,007,142,712 (4,248,227)	1,050,697,744	1,038,640,172
年間売渡本数		173,702,343 (99,100)	170,687,402 (8,742,393)	159,587,162 (9,879,695)	160,362,905	158,522,617
税率 (1,000本あたり)		5,692円	4月～5,692円 10月～6,122円	4月～6,122円 10月～6,552円	6,552円	6,552円
旧3級品税率 (1,000本あたり)		4月～4,000円 10月～5,692円	4月～5,692円 10月～6,122円			
調定額対前年 度伸率 (%)		1.21	△ 3.15	5.83	4.32	△ 1.15

※令和元年度～令和3年度の調定額及び年間売渡本数の()表記は、上段の内数字で、たばこ税の手持ち品課税の分。

## 18 入湯税調定額等の推移（現年度分）

単位：円、人

年 度 区 分		年 度				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月 別 調 定 額	4月	82,950	46,950	251,400	347,550	531,300
	5月	77,850	34,800	251,100	381,300	420,450
	6月	69,450	29,850	249,000	380,850	421,050
	7月	55,500	148,200	178,350	346,200	335,250
	8月	39,300	203,550	284,550	346,650	359,400
	9月	72,600	343,350	244,350	431,100	421,500
	10月	46,650	353,700	180,750	371,700	413,850
	11月	76,950	485,850	283,050	362,850	382,950
	12月	103,650	512,550	369,150	486,300	439,800
	1月	103,800	459,750	451,050	570,000	455,850
	2月	68,100	189,000	375,750	441,150	384,150
	3月	67,800	174,450	229,800	437,550	409,350
	計	864,600	2,982,000	3,348,300	4,903,200	4,974,900
入湯客数合計		5,764	19,880	22,322	32,688	33,166
月平均入湯客数		480	1,657	1,860	2,724	2,764
特別徴収義務者数		6	6	6	6	5
税 率		150円	150円	150円	150円	150円
調定額対前年度伸率(%)		△ 15.27	244.90	12.28	46.44	1.46

## 19 市税減免額等の調

年度	区分	市民税		固定資産税 都市計画税		軽自動車税		合計	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
令和5	生活保護等	40	1,754,900	46	1,827,500			86	3,582,400
	災害被害者			12	254,900			12	254,900
	身体障害者等					466	4,519,900	466	4,519,900
	その他 (企業等の立地の促進等)			41	84,688,800			41	84,688,800
	合計	40	1,754,900	99	86,771,200	466	4,519,900	605	93,046,000

## Ⅲ 徴 収

- 1 徴収の概要
- 2 令和5年度市税取扱区分別納付額の状況(現年度分)
- 3 証明等処理件数
- 4 市税月別収入額
- 5 市税口座振替加入状況
- 6 令和5年度市税(国民健康保険税を除く)滞納処分の状況
- 7 不納欠損処分の状況

## 1 徴収の概要

市税の収入状況

単位：千円

年度	区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率 (%)
令和5	市税	22,600,000	23,587,428	22,791,655	88,204	707,569	96.63
	現年度分	22,396,000	22,839,576	22,604,534	3,590	231,452	98.97
	滞納繰越分	204,000	747,852	187,121	84,614	476,117	25.02
令和4	市税	22,100,000	23,441,322	22,599,345	93,561	748,416	96.41
	現年度分	21,880,000	22,635,311	22,386,671	4,743	243,898	98.90
	滞納繰越分	220,000	806,011	212,674	88,818	504,518	26.39

現年度分の調定額に対する収入率は、前年度と比べ、個人市民税で増加したことにより、全体では0.07ポイント増加の98.97パーセントとなりました。

滞納繰越分の調定額に対する収入率は、前年度と比べ、軽自動車税で増加しましたが、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税で減少したことにより、1.37ポイント減少の25.02パーセントとなりました。

収入済額は、22,791,655千円で、たばこ税の現年度分、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分が減少したものの、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税及び都市計画税の現年度分、軽自動車税の滞納繰越分が増加したことにより、前年度に比べ、192,310千円、0.85パーセント増加しました。

不納欠損額は、88,204千円で、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の現年度分、個人市民税及び軽自動車税の滞納繰越分が増加したものの、個人市民税の現年度分、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分が減少したことにより、前年度に比べ、5,357千円、5.73パーセント減少しました。

収入未済額(未収金)は、707,569千円で、前年度に比べ40,847千円、5.46パーセント減少しました。

## 2 令和5年度市税取扱区分別納付額の状況（現年度分）

区 分		収 入 金 額		構 成 比 (%)
		(千円)	うち口座振替分	
一 般 納 付 額	個 人 市 民 税	2,263,287	544,148	10.01
	固 定 資 産 税 ( 土 地 ・ 家 屋 )	9,475,929	4,637,900	41.92
	都 市 計 画 税			
	固 定 資 産 税 ( 償 却 資 産 )	1,608,607	787,317	7.12
	軽 自 動 車 税 ( 種 別 割 )	351,636	23,857	1.55
	小 計	13,699,459	5,993,222	60.60
特 別 徴 収 納 付 額	個 人 市 民 税	6,857,412	—	30.34
申 告 納 付 額	法 人 市 民 税	962,804	—	4.26
	交 付 金	19,668	—	0.09
	軽 自 動 車 税 ( 環 境 性 能 割 )	21,576	—	0.10
	市 た ば こ 税	1,038,640	—	4.59
	入 湯 税	4,975	—	0.02
	小 計	2,047,663	—	9.06
合 計		22,604,534	5,993,222	100.00

区 分		収 入 金 額	
		(千円)	うち口座振替分
一 般 納 付 額	国 民 健 康 保 険 税	2,980,937	1,677,759

### 3 証明等処理件数

単位:件

年度 区分		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
		無料	53	10	0	3
評価証明	有料	2,866	2,669	2,810	3,011	3,289
	無料	92	0	0	2	0
公課証明	有料	1,553	1,615	1,641	1,596	1,731
	無料	695	673	723	789	840
専用住宅証明	有料	695	673	723	789	840
所得証明	無料	0	0	24	3	7
	有料	809	698	926	1,073	784
課税証明	無料	235	149	162	144	89
	有料	4,017	4,002	2,658	2,731	2,201
非課税証明	無料	8	7	83	102	87
	有料	469	774	2,548	3,260	2,743
納税証明	無料	1,761	1,090	1,516	1,768	842
	有料	1,145	1,757	1,424	1,553	1,539
減失証明	無料	0	0	0	1	0
	有料	79	75	71	73	70
所在証明	無料	0	0	0	0	0
	有料	49	39	26	30	31
営業証明	無料	0	0	0	0	0
	有料	14	7	5	0	4
閲覧	無料	53	139	70	349	380
	有料	412	502	517	668	719
登記用証明	無料	2,726	2,210	1,956	2,101	3,015
合計	無料	4,928	3,605	3,811	4,473	4,421
	有料	12,108	12,811	13,349	14,784	13,951

#### 4 市税月別収入額

単位:千円

年度	月別 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(4)	(5)	合計
		令和3	現年度分	168,646	2,740,314	4,495,577	1,340,183	2,589,149	1,285,545	2,234,125	1,184,589	2,406,698	1,101,370	872,586	857,811	528,496
	滞納繰越分	24,953	12,424	33,400	22,031	28,899	15,916	23,580	15,255	24,072	13,826	10,585	16,734	0	0	241,675
	合計	193,599	2,752,738	4,528,977	1,362,214	2,618,048	1,301,461	2,257,705	1,199,844	2,430,770	1,115,196	883,171	874,545	528,496	16,784	22,063,548
	収入構成(%)	0.88	12.48	20.53	6.17	11.87	5.90	10.23	5.44	11.02	5.05	4.00	3.96	2.39	0.08	100.00
令和4	現年度分	84,210	3,020,664	4,580,677	1,376,227	2,593,091	1,323,532	2,399,623	1,127,222	2,322,681	1,214,266	898,298	886,768	539,928	19,484	22,386,671
	滞納繰越分	12,539	12,950	23,788	30,558	18,128	17,494	28,169	20,177	15,536	11,043	9,285	13,007	0	0	212,674
	合計	96,749	3,033,614	4,604,465	1,406,785	2,611,219	1,341,026	2,427,792	1,147,399	2,338,217	1,225,309	907,583	899,775	539,928	19,484	22,599,345
	収入構成(%)	0.43	13.42	20.37	6.22	11.55	5.93	10.74	5.08	10.35	5.42	4.02	3.98	2.39	0.10	100.00
令和5	市民税	257,478	769,597	1,091,471	1,115,276	707,284	923,328	708,451	951,302	793,067	760,101	786,164	750,153	543,884	16,645	10,174,201
	個人	45,259	670,646	873,308	1,093,337	676,612	888,177	669,218	883,214	638,022	740,743	763,644	711,053	540,192	13,960	9,207,385
	法人	212,219	98,951	218,163	21,939	30,672	35,151	39,233	68,088	155,045	19,358	22,520	39,100	3,692	2,685	966,816
	固定資産税	2,986	1,338,766	3,006,339	266,418	1,499,036	184,021	1,499,195	103,607	982,976	645,388	47,173	18,431	8,740	5,188	9,608,264
	土地・家屋	2,762	1,270,443	2,379,605	251,639	1,198,145	175,192	1,197,945	100,654	884,216	434,146	46,340	17,207	7,815	5,031	7,971,140
	償却資産	224	68,323	607,066	14,779	300,891	8,829	301,250	2,953	98,760	211,242	833	1,224	925	157	1,617,456
	交付金	0	0	19,668	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,668
	軽自動車税	1,890	180,203	146,895	18,356	6,296	4,410	3,075	3,620	3,164	3,354	2,628	3,446	212	288	377,837
	環境性能割	1,715	1,619	1,438	1,312	1,360	2,014	1,446	2,156	1,957	2,047	1,848	2,664	0	0	21,576
	種別割	175	178,584	145,457	17,044	4,936	2,396	1,629	1,464	1,207	1,307	780	782	212	288	356,261
	市たばこ税	17	174,852	87,352	87,380	89,011	13	180,424	86,867	39	173,580	79,003	8	80,094	0	1,038,640
	入湯税	531	421	421	335	360	421	414	383	419	477	384	409	0	0	4,975
	都市計画税	1,128	260,509	468,813	50,889	236,325	35,527	235,084	21,205	178,476	82,382	10,173	4,716	1,487	1,024	1,587,738
現年度分(内訳)	254,223	2,710,266	4,774,094	1,520,170	2,522,839	1,132,332	2,612,884	1,154,708	1,946,008	1,642,180	912,062	765,206	634,417	23,145	22,604,534	
滞納繰越分(内訳)	9,807	14,082	27,197	18,484	15,473	15,388	13,759	12,276	12,133	23,102	13,463	11,957	0	0	187,121	
合計	264,030	2,724,348	4,801,291	1,538,654	2,538,312	1,147,720	2,626,643	1,166,984	1,958,141	1,665,282	925,525	777,163	634,417	23,145	22,791,655	
	収入構成(%)	1.16	11.95	21.07	6.75	11.14	5.04	11.52	5.12	8.59	7.31	4.06	3.41	2.78	0.10	100.00

※月別の( )は、出納整理期間を示す。

※各数値は、端数処理後の数値とし、合計欄にはその合計値を記載している。

## 5 市税口座振替加入状況

令和6年6月30日現在

区 分	納税義務者数 (人)	口座振替利用者数 (人)	口座振替利用率 (%)
個人市民税 (普徴)	19,581	3,589	18.33
固定資産税 (償却資産を含む。) 都市計画税	60,859	27,666	45.46
計	80,440	31,255	38.86
国民健康保険税	22,812	10,639	46.64
軽自動車税 (課税台数)	52,232	3,786	7.25

※納税義務者数は、当初課税の数

## 6 令和5年度市税 (国民健康保険税を除く) 滞納処分の状況

区 分	差 押	参加差押	交付要求	
不 動 産	件 数	18	5	23
	金額(円)	14,455,710	3,580,000	15,823,800
債 権	件 数	289		30
	金額(円)	71,649,028		6,653,288
そ の 他	件 数	2		
	金額(円)	319,100		
合 計	件 数	309	5	53
	金額(円)	86,423,838	3,580,000	22,477,088

## 7 不納欠損処分の状況

### (1) 年度別内訳

税目	令和2		令和3		令和4		令和5	
	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)
個人市民税	1,045	52,445,611	1,052	47,958,137	1,069	56,303,966	1,105	55,178,201
法人市民税	21	978,319	16	1,409,300	22	1,903,700	27	1,902,088
固定資産税 都市計画税	435	30,331,690	433	24,613,566	395	31,530,910	451	26,904,598
固定資産税 (償却資産)	3	70,200	2	234,100	2	56,000	4	150,400
軽自動車税	483	1,898,100	439	2,861,200	556	3,766,710	595	4,068,606
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,987	85,723,920	1,942	77,076,303	2,044	93,561,286	2,182	88,203,893
国民健康保険税	1,988	113,382,620	2,456	131,624,294	2,535	139,414,673	2,404	132,405,835

### (2) 令和5年度事由別内訳(法律別事由)

税目	執行停止による納税義務の消滅				時効完成		合計	
	法第15条の7第4項 滞納処分の停止後3年 経過のもの ※1		法第15条の7第5項 限定承認及びその他の もの ※2		法第18条第1項 消滅時効によるもの ※3			
	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)	件数	税額(円)
個人市民税 (普徴)	246	16,745,358	111	6,352,483	665	29,128,867	1,022	52,226,708
個人市民税 (特徴)	4	109,315	3	337,872	76	2,504,306	83	2,951,493
法人市民税	7	783,270	2	118,318	18	1,000,500	27	1,902,088
固定資産税 都市計画税	105	8,965,998	96	5,703,900	250	12,234,700	451	26,904,598
固定資産税 (償却資産)	0	0	0	0	4	150,400	4	150,400
軽自動車税	111	751,700	20	186,500	464	3,130,406	595	4,068,606
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
計	473	27,355,641	232	12,699,073	1,477	48,149,179	2,182	88,203,893
国民健康保険税	662	48,601,066	180	9,568,258	1,562	74,236,511	2,404	132,405,835

※1 地方税法15条の7第4項とは、無財産、生活苦により滞納処분을停止(執行停止)した3年後に欠損するもの

※2 地方税法15条の7第5項とは、限定承認(プラスとマイナスの財産を整理し残を確定するもの)により欠損するもの

※3 地方税法18条の1とは、徴収権限を行使せずに5年を経過すると時効となり欠損するもの

### (3) 令和5年度事由別内訳（詳細理由）

区分 税目	行方不明	無財産	営業不振	倒産	生活苦	所在不明	合計 (件数)
個人市民税 (普通)	97	483	0	0	403	39	1,022
個人市民税 (特徴)	0	5	73	0	0	5	83
法人市民税	0	5	22	0	0	0	27
固定資産税 都市計画税	23	178	8	0	199	43	451
固定資産税 (償却資産)	0	0	4	0	0	0	4
軽自動車税	45	163	1	0	348	38	595
市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
計	165	834	108	0	950	125	2,182
国民健康保険税	177	1,206	0	0	892	129	2,404

※「行方不明」は住民登録等がないもの、「所在不明」は住民登録等があるが居所が不明なもの

#### 不納欠損に至る主な理由

主な理由としては、近年の物価高騰による社会経済情勢の悪化により、低所得者ほど負担が大きい傾向にあり、納付が困難な状況が続いているものと考えられます。

市税の税目別では、個人市民税（普通）の件数が1,022件と全体の約過半数を占めています。

また、全体の区分理由では、財産調査で換価できる資産が見当たらない無財産のものが834件、日々の生活が著しく苦しく納税が困難な生活苦のものが950件と無財産と生活苦が大きな理由の一つになっています。

国民健康保険税でも同様に、無財産が1,206件、生活苦で納税できないものが892件となっています。

## IV その他

- 1 事務分掌・税務職員数
- 2 職員の比率
- 3 税務組織等の変遷
- 4 市税条例改正等
- 5 市税の税率表
- 6 税率の変遷
- 7 個人市民税所得控除額等の変遷

## 市民税課

### 税制収納管理担当

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税諸統計に関すること。
- (3) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課、減免並びに課税台帳の整備保管に関すること。
- (4) 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の課税資料の調査収集に関すること。
- (5) 法人市民税、営業等の証明(オンラインによる証明を除く。)及び照会に関すること。
- (6) 個人の県民税に係る徴収金の県への払込み及び徴収取扱費に関すること。
- (7) 営業の開廃に関すること。
- (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の受払い並びに交付に関すること。
- (9) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
- (10) 市税、個人の県民税、国民健康保険税及び税外収入金の収納管理に関すること。
- (11) 納税思想の普及及び納税の奨励に関すること。
- (12) 市税の口座振替に関すること。
- (13) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (14) 税務事務に係る各部門間の連絡調整に関すること。
- (15) 課内庶務に関すること。

### 市民税担当

- (1) 個人の市民税及び県民税の賦課、減免並びに課税台帳の整備保管に関すること。
- (2) 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査収集に関すること。
- (3) 個人の市民税及び県民税の証明(オンラインによる証明を除く。)及び照会に関すること。

## 資産税課

### 土地担当

- (1) 固定資産税(土地)及び都市計画税(土地)の賦課並びに減免に関すること。
- (2) 土地の課税台帳及び名寄台帳の整備保管に関すること。
- (3) 公図の整備保管に関すること。
- (4) 固定資産(土地)の評価に関すること。
- (5) 固定資産税(土地)の課税台帳の閲覧に関すること。
- (6) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (7) 税務関係諸証明書(戸籍住民課所管のものを除く。)の申請の受付、交付及び手数料の収納に関すること。
- (8) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (9) 特別土地保有税に関すること。
- (10) 課内庶務に関すること。

### 家屋償却資産担当

- (1) 固定資産税(家屋、償却資産)及び都市計画税(家屋)の賦課並びに減免に関すること。
- (2) 家屋の課税台帳及び名寄台帳の整備保管に関すること。
- (3) 償却資産の課税台帳の整備保管に関すること。
- (4) 固定資産(家屋、償却資産)の評価に関すること。
- (5) 固定資産税(家屋、償却資産)の課税台帳の閲覧に関すること。

- (6) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (7) 住宅用家屋証明に関する事。

## 債権回収課

### 債権回収第一担当

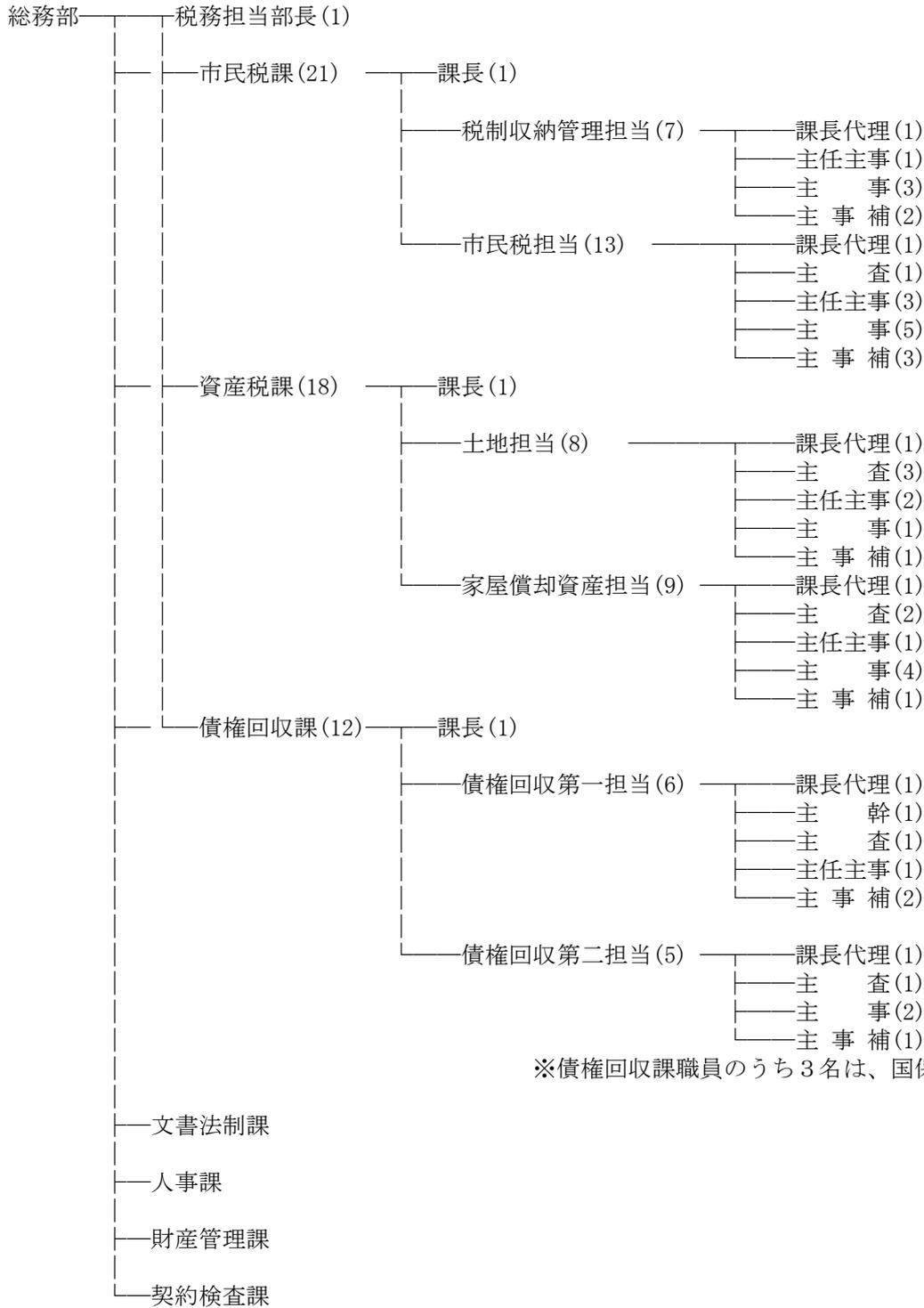
- (1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る納税相談に関する事。
- (2) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納者実態調査に関する事。
- (3) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納整理に関する事。
- (4) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納処分の執行、徴収猶予等に関する事。
- (5) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る執行停止処分及び不納欠損処分に関する事。
- (6) 徴収の囑託及び受託に関する事。
- (7) 差押財産の公売に関する事。
- (8) 滞納債権(市税、国民健康保険税及び上下水道料金を除く。)で、その滞納債権を所管する組織から、徴収が困難なものとして移管された債権(以下「引継滞納債権」という。)の管理に関する事。
- (9) 引継滞納債権の徴収に関する事。
- (10) 引継滞納債権の納付相談及び指導に関する事。
- (11) 引継滞納債権の滞納処分等に関する事。
- (12) 引継滞納債権の訴訟に関する事。
- (13) 引継滞納債権の受託及び返戻に関する事。
- (14) 他団体が行う滞納者実態調査に対する回答に関する事(国民健康保険税に係るものを除く。)
- (15) 未収金対策会議に関する事。
- (16) 納税証明(オンラインによる証明を除く。)に関する事。
- (17) 課内庶務に関する事。

### 債権回収第二担当

- (1) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る納税相談に関する事。
- (2) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納者実態調査に関する事。
- (3) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納整理に関する事。
- (4) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る滞納処分の執行、徴収猶予等に関する事。
- (5) 市税、個人の県民税及び国民健康保険税に係る執行停止処分及び不納欠損処分に関する事。
- (6) 徴収の囑託及び受託に関する事。
- (7) 差押財産の公売に関する事。
- (8) 滞納債権(市税、国民健康保険税及び上下水道料金を除く。)で、当該滞納債権を所管する組織から、徴収が困難なものとして移管された債権(以下「引継滞納債権」という。)の管理に関する事。
- (9) 引継滞納債権の徴収に関する事。
- (10) 引継滞納債権の納付相談及び指導に関する事。
- (11) 引継滞納債権の滞納処分等に関する事。
- (12) 引継滞納債権の訴訟に関する事。
- (13) 引継滞納債権の受託及び返戻に関する事。
- (14) 他団体が行う滞納者実態調査に対する回答に関する事(国民健康保険税に係るものを除く。)

<総務部組織図>

令和6年4月1日現在



※債権回収課職員のうち3名は、国保税滞納整理担当

○固定資産評価審査委員会 (3)

## 2 職員の比率

各年4月1日現在 単位：人、%

区 分 \ 年	1	2	3	4	5	6
市 職 員 数 (A)	1,083	1,091	1,085	1,086	1,098	1,097
市職員1人当たり人口	152	150	149	149	147	146
市 長 部 局 職 員 数 (B)	688	704	693	702	718	715
税 務 職 員 数 (C)	45	47	47	49	50	52
税務職員1人当たり人口	3,667	3,500	3,445	3,305	3,232	3,090
比 率 (B)/(A)	63.5	64.5	63.9	64.6	65.4	65.2
比 率 (C)/(A)	4.2	4.3	4.3	4.5	4.6	4.7
人 口	164,998	164,498	161,932	161,949	161,610	160,674

### 3 税務組織等の変遷①

年	税務組織	一 般 事 項	電 子 化
平成18年	4月 総務部市民税課 税制班 市民税班 総務部資産税課 土地班 家屋償却資産班 総務部納税課 収納管理班 滞納整理班	3月 秦野市市税条例の一部改正 8月 固定資産評価員に中村良之氏就任 9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に守屋隆氏就任	
平成19年	4月 財務部市民税課 税制班 市民税班 財務部資産税課 資産税班 財務部納税課 収納管理班 滞納整理班 公売推進担当 財務部未収金対策担当 未収金対策担当	9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に荒川裕美子氏就任	
平成20年	4月 財務部市民税課 税制班 市民税班 財務部資産税課 資産税班 財務部納税課 収納管理班 滞納整理班 財務部未収金対策担当 未収金対策担当	4月 秦野市市税条例の一部改正 9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に須藤恒男氏就任 11月 秦野市市税条例の一部改正	
平成21年	同 上	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に高橋泉氏就任	1月 地方税電子申告 ポータルシステム (eLTAX) 接続〔年金特別徴 収開始〕
平成22年	4月 財務部市民税課 税制班 市民税班 財務部資産税課 土地班 家屋償却資産班 財務部納税課 収納管理班 滞納整理班 財務部未収金対策担当 未収金対策担当	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に荒川裕美子氏就任	
平成23年	4月 財務部市民税課 税制収納管理班 市民税班 財務部資産税課 土地班 家屋償却資産班 財務部債権回収課 債権回収1班 債権回収2班	4月 固定資産評価員に高橋生志雄氏就任 9月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に古谷勝二氏就任 11月 秦野市市税条例の一部改正	1月 地方税電子申告 ポータルシステム (eLTAX) 接続〔所得税申告 書等の電子受信開 始〕
平成24年	同 上	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に高橋泉氏就任 11月 秦野市市税条例の一部改正	4月 市税のコンビニエンス ストア納付開始 11月 地方税電子申告 ポータルシステム (eLTAX) 接続〔電子申告・申 請・届出開始〕

## 税務組織等の変遷②

年	税務組織	一般事項	電子化
平成25年	同上	10月 固定資産評価審査委員会委員に荒川裕美子氏就任	
平成26年	同上	3月 固定資産評価員に金丸美彦氏就任 6月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に古谷勝二氏就任	
平成27年	4月 財務部市民税課 税制収納管理担当 市民税担当 財務部資産税課 土地担当 家屋償却資産担当 財務部債権回収課 債権回収第一担当 債権回収第二担当	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に高橋泉氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成28年	同上	3月 秦野市市税条例の一部改正 3月 固定資産評価員に宮村慶和氏就任 10月 固定資産評価審査委員会委員に一色義信氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成29年	同上	6月 固定資産評価審査委員会委員に染谷武彦氏就任 9月 固定資産評価審査委員会委員に染谷武彦氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成30年	同上	3月 秦野市市税条例の一部改正 6月 秦野市市税条例の一部改正 9月 固定資産評価審査委員会委員に米山利明氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
平成31年 令和元年	4月 総務部市民税課 税制収納管理担当 市民税担当 総務部資産税課 土地担当 家屋償却資産担当 総務部債権回収課 債権回収第一担当 債権回収第二担当	3月 秦野市市税条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に一色義信氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	10月 地方税共通納税システム（市県民税特別徴収分、法人市民税）
令和2年	同上	9月 固定資産評価員に内田賢司氏就任 10月 固定資産評価審査委員会委員に染谷武彦氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	4月 市税のスマートフォンアプリによる納付開始
令和3年	同上	6月 秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 10月 固定資産評価審査委員会委員に米山利明氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正 3月 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例を制定	
令和4年	同上	10月 固定資産評価審査委員会委員に一色義信氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	
令和5年	同上	10月 固定資産評価審査委員会委員に鈴木次良氏就任 12月 秦野市市税条例の一部改正	1月 軽自動車税種別割のワンストップ対応開始 4月 地方税共通納税システム（市県民税普通徴収分、固定資産税、都市計画税、軽自動車税） 10月 地方税共通納税システム（市たばこ税、入湯税） Web口座振替受付サービス開始
令和6年	同上	4月 総務部税務担当部長の設置 4月 秦野市市税条例の一部改正 9月 固定資産評価員に石原学氏就任 10月 固定資産評価審査委員会委員に米山利明氏就任	

#### 4 市税条例改正等

税目	年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
個人市民税						・政府の自粛要請を踏まえた指定行事の中止等により生じた入場料金払戻請求権を放棄した場合の寄付金税額控除の追加※				
法人市民税					・法人税割の標準税率を6.0%、制限税率を8.4%に改正			・連結事業年度の規定を削除(令和4年4月1日施行)		
固定資産税		・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)として特定再生エネルギー発電設備について、太陽光及び風力の発電設備を(2/3)、水力、地熱及びバイオマスの各発電設備を(1/2)と規定	・固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置(わがまち特例)5項目の追加指定 ・ノンフロン製品を対象とする負担軽減措置(3/4)を廃止 ・被災市街地復興推進地域における被災住宅用地の軽減措置を受けるための規定追加	・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長 ・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)として生産性向上特別措置法に規定する先端設備(零)を追加、汚水又は廃液処理施設を(1/3)から(1/2)に改正、特定有害物質の排出又は飛散抑制施設(1/2)を廃止及び再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス)の規模区分に応じて(1/2)から(3/4)の範囲で規定		・土地又は家屋について、登記簿上の所有者等が死亡している場合における現所有者に対し、住所、氏名等の必要な事項の申告を制度化 ・固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置(わがまち特例)における大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設(1/2)を廃止、水力発電設備の特例率を(2/3)から(3/4)に改正 ・ <u>固定資産税(償却資産)の課税標準の特例措置(わがまち特例)の対象施設に事業用家屋、建築物(零)を追加※</u>	・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長 ・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)における下水道除害施設に係る特例率を(3/4)から(4/5)に改正 ・認定先端設備導入計画に従って取得した設備等に係る特例率の規定を削除	・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)における長寿命化を図るために大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例率を(1/3)と規定	・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長 ・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)における子ども・子育て支援法に基づく一定の保育施設(特定事業所内保育施設)を廃止	
軽自動車税		・3輪以上の軽自動車(新車のみ)について環境性能に応じて平成29年度分に限り税率の軽減を規定	・3輪以上の軽自動車(新車のみ)について環境性能に応じて平成30年度分、令和元年度分に限り税率の軽減を規定	・「軽自動車税」を軽自動車税の「種別割」に改正(令和2年度から適用) ・環境性能割の減免、過料(10万円以下)及び賦課徴収事務等の特例を規定(令和元年10月1日から適用)	・減免について、法人は社会福祉法人若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の対象車両に変更、個人は障害の等級に応じて対象とするものに変更 ・一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車の税率を令和2年度分、令和3年度分に限り税率の軽減を規定		・一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車の税率を令和4年度分、令和5年度分に限り税率の軽減を規定 ・アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に課する軽自動車の種別割の特例に関する条例を制定		・特定小型原動機対自転車の車輛区分創設 ・一定の環境性能を有するものとして地方税法で定める軽自動車の税率を令和6～8年度分に限り税率の軽減を規定	
市たばこ税										
特別土地保有税										
入湯税										
都市計画税					・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長			・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長		・用途変更宅地等及び類似変更宅地等に課する経過措置を延長 ・固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)における子ども・子育て支援法に基づく一定の保育施設(特定事業所内保育施設)を廃止
備考										

※波線部は、新型コロナウイルス感染症の影響による条例改正

5 市税の税率表

令和6年4月1日現在

税目 区分	市 民 税					固定資産税	都市計画税	軽自動車税（種別割）	市たばこ税	入湯税																																																																																																																																	
	個人市民税			法人市民税																																																																																																																																							
根拠法令 （※1）	法292条～ 条例10条～					法341条～ 条例21条～	法702条～ 条例43条～	法442条～ 条例30条～	法464条～ 条例36条～	法701条～ 条例38条～																																																																																																																																	
賦課期日	1月1日					1月1日		4月1日		1月1日																																																																																																																																	
納税義務者	○市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市内に住所を有しない者（均等割）					○市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ○市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割）		○固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者	○市街化区域の固定資産（土地・家屋）の所有者	○原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者	○卸売販売業者等	○鉱泉浴場の入湯客																																																																																																																															
課税標準	総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、分離課税の譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額					法人税額		固定資産の価格		総排気量・車種による		製造たばこの売渡し等に係る本数	鉱泉浴場における入湯																																																																																																																														
税 率	<p>○均等割 市民税 3,000円 県民税 1,300円 (内、水源環境の保全・再生のための超過税率300円)</p> <p>○所得割 市民税 6/100 県民税 4.025/100 (内、水源環境の保全・再生のための超過税率0.025/100)</p> <p>○分離課税の譲渡所得にかかる税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>市</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短 期</td> <td>一 般</td> <td>5.4%</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>軽減（国等に対する譲渡）</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">長 渡 期</td> <td>一 般</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽課 (居住用財産)</td> <td>6,000万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>6,000万円超の部分</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定 (優良特定)</td> <td>2,000万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超の部分</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">株式譲渡</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">先物取引</td> <td>3.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>					区分		税率				市	県	短 期	一 般	5.4%	3.6%	軽減（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%	長 渡 期	一 般	3.0%	2.0%	軽課 (居住用財産)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	6,000万円超の部分	3.0%	2.0%	特定 (優良特定)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	2,000万円超の部分	3.0%	2.0%	株式譲渡		3.0%	2.0%	先物取引		3.0%	2.0%	<p>○均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> <th>税額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の法人等</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以上及び保険業法に規定する相互会社、法人課税信託に係る受託法人</td> <td>8.4% (12.1) 《14.7》</td> </tr> <tr> <td>1億円以上5億円未満</td> <td>7.2% (10.9) 《13.5》</td> </tr> <tr> <td>その他の法人等</td> <td>6.0% (9.7) 《12.3》</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成26年10月1日以後から令和元年9月30日までに開始する事業年度は（）内の税率、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分は《》内の税率を適用する。</p>					資本金	従業員数	税額（円）	50億円超	50人超	3,000,000	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000	10億円超	50人以下	410,000	1億円超	50人超	400,000	10億円以下	50人以下	160,000	1,000万円超	50人超	150,000	1億円以下	50人以下	130,000	1,000万円以下	50人超	120,000	その他の法人等		50,000	資本金等	税率	5億円以上及び保険業法に規定する相互会社、法人課税信託に係る受託法人	8.4% (12.1) 《14.7》	1億円以上5億円未満	7.2% (10.9) 《13.5》	その他の法人等	6.0% (9.7) 《12.3》	<p>1.4/100</p> <p>0.25/100</p> <p>免税点 土地 30万円</p> <p>家屋 20万円</p> <p>償却 150万円</p>		<p>○原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 0.6KW以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円</p> <p>○軽自動車 2輪車 3,600円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円 その他 5,900円</p> <p>○2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th rowspan="2">重課税率</th> <th colspan="3">軽課税率（グリーン化特例）</th> </tr> <tr> <th>約 75% 軽 減</th> <th>約 50% 軽 減</th> <th>約 25% 軽 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">3 輪</td> <td>3,900 (3,100)</td> <td>4,600</td> <td>1,000</td> <td>2,000※</td> <td>3,000※</td> </tr> <tr> <td>4 輪 乗 用</td> <td>営業 6,900 (5,500)</td> <td>8,200</td> <td>1,800</td> <td>3,500</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 輪 貨 物</td> <td>営業 10,800 (7,200)</td> <td>12,900</td> <td>2,700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家 3,800 (3,000)</td> <td>4,500</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 輪 貨 物</td> <td>営業 5,000 (4,000)</td> <td>6,000</td> <td>1,300</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年3月以前に行った車両は（）内の旧税率を適用 ※初度検査年月から13年経過後の3輪、4輪の車両は重課税率を適用 ※平成27年4月1日以後に初度検査を受け、一定の環境性能を有する3輪、4輪の乗用車両は軽課税率（グリーン化特例）を適用。（営業車に限る）</p>		区分	標準税率	重課税率	軽課税率（グリーン化特例）			約 75% 軽 減	約 50% 軽 減	約 25% 軽 減	軽自動車	3 輪	3,900 (3,100)	4,600	1,000	2,000※	3,000※	4 輪 乗 用	営業 6,900 (5,500)	8,200	1,800	3,500	5,200	4 輪 貨 物	営業 10,800 (7,200)	12,900	2,700			自家 3,800 (3,000)	4,500	1,000			4 輪 貨 物	営業 5,000 (4,000)	6,000	1,300			自家					1,000本につき 6,552円	1人1日につき 150円
	区分		税率																																																																																																																																								
		市	県																																																																																																																																								
短 期	一 般	5.4%	3.6%																																																																																																																																								
	軽減（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%																																																																																																																																								
長 渡 期	一 般	3.0%	2.0%																																																																																																																																								
	軽課 (居住用財産)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%																																																																																																																																							
		6,000万円超の部分	3.0%	2.0%																																																																																																																																							
	特定 (優良特定)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%																																																																																																																																							
2,000万円超の部分		3.0%	2.0%																																																																																																																																								
株式譲渡		3.0%	2.0%																																																																																																																																								
先物取引		3.0%	2.0%																																																																																																																																								
資本金	従業員数	税額（円）																																																																																																																																									
50億円超	50人超	3,000,000																																																																																																																																									
10億円超50億円以下	50人超	1,750,000																																																																																																																																									
10億円超	50人以下	410,000																																																																																																																																									
1億円超	50人超	400,000																																																																																																																																									
10億円以下	50人以下	160,000																																																																																																																																									
1,000万円超	50人超	150,000																																																																																																																																									
1億円以下	50人以下	130,000																																																																																																																																									
1,000万円以下	50人超	120,000																																																																																																																																									
その他の法人等		50,000																																																																																																																																									
資本金等	税率																																																																																																																																										
5億円以上及び保険業法に規定する相互会社、法人課税信託に係る受託法人	8.4% (12.1) 《14.7》																																																																																																																																										
1億円以上5億円未満	7.2% (10.9) 《13.5》																																																																																																																																										
その他の法人等	6.0% (9.7) 《12.3》																																																																																																																																										
区分	標準税率	重課税率	軽課税率（グリーン化特例）																																																																																																																																								
			約 75% 軽 減	約 50% 軽 減	約 25% 軽 減																																																																																																																																						
軽自動車	3 輪	3,900 (3,100)	4,600	1,000	2,000※	3,000※																																																																																																																																					
		4 輪 乗 用	営業 6,900 (5,500)	8,200	1,800	3,500	5,200																																																																																																																																				
	4 輪 貨 物	営業 10,800 (7,200)	12,900	2,700																																																																																																																																							
		自家 3,800 (3,000)	4,500	1,000																																																																																																																																							
4 輪 貨 物	営業 5,000 (4,000)	6,000	1,300																																																																																																																																								
	自家																																																																																																																																										
徴収方法	普通徴収				特別徴収		申告納付				普通徴収				申告納付	特別徴収																																																																																																																											
期 別	1	2	3	4	6月～翌年5月(毎月)	偶数月(隔月)	-				1	2	3	4	全 期				毎月	毎月																																																																																																																							
納 期 (※2)	6月1日 ～ 6月30日	8月1日 ～ 8月31日	10月1日 ～ 10月31日	1月1日 ～ 1月31日	徴収した月の翌月10日まで(毎月)	徴収した月の翌月10日まで(隔月)	事業年度終了後2か月以内				5月1日 ～ 5月31日	7月1日 ～ 7月31日	9月1日 ～ 9月30日	12月1日 ～ 12月28日	5月1日～5月31日				翌月末日	翌月15日																																																																																																																							

※1 法：地方税法 条例：秦野市市税条例

※2 納期限が金融機関の休業日の場合は、その翌日

6 税率の変遷

年度		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
税目	個人	均等割	3,500円【H26から】										3,000円【R6から】
		所得割	一律 6/100【H19から】										
	法人	均等割	資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000円 資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000円 資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000円 資本金等の額1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000円 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人超 150,000円 資本金等の額1千万円超1億円以下 従業者50人以下 130,000円 資本金等の額1千万円以下 従業者50人超 120,000円 その他の法人等 50,000円 【H6. 4. 1以後終了事業年度から適用】										
		法人税割 (特例措置後の実質税率による。)	資本金等の額5億円以上 14. 7/100 資本金等の額1億円以上5億円未満 13. 5/100 資本金等の額1億円未満 12. 3/100 【S56. 8. 1以後終了事業年度から適用】 ※法人課税信託に係る受託法人 14. 7/100【H19から】	資本金等の額5億円以上 12. 1/100 資本金等の額1億円以上5億円未満 10. 9/100 資本金等の額1億円未満 9. 7/100 【H26. 10. 1以後開始事業年度から適用】				資本金等の額5億円以上 8. 4/100 資本金等額1億円以上5億円未満 7. 2/100 資本金等の額1億円未満 6. 0/100 【R1. 10. 1以後開始事業年度から適用】					
固定資産税	1. 4/100 (免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産150万円【H3から】)												
軽自動車税	原動機付自転車	軽自動車	軽自動車	原動機付自転車	小型特殊自動車	軽自動車(環境性能割) 【R1. 10. 1から神奈川県で徴収】  軽自動車税から種別割に名称変更 【R1. 10. 1変更、R2年度課税分から適用】 従前の税率と同じ  特定小型原動機付自転車 0. 6KW以下 2,000円 【R5. 7. 1追加、R6年度課税から適用】							
	50CC以下 1,000円 90CC以下 1,200円 90CC超 1,600円 ミカー 2,500円	二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用営業用 5,500円	三輪以上の車両の初度検査時期によって異なる税率を適用	50CC以下 2,000円 90CC以下 2,000円 90CC超 2,400円 ミカー 3,700円	農耕作業車 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円								
乗用自家用 7,200円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	乗用自家用 3,000円 貨物用自家用 4,000円	○新税率 三輪 3,900円 四輪以上 乗用営業用 6,900円 乗用自家用 10,800円 貨物用営業用 3,800円 貨物用自家用 5,000円 【H27. 4. 1以後に初度検査を受けた車両】 ○旧税率 新税率以外の従来税率	軽自動車(種別割) 二輪 3,600円	(単位:円)									
二輪の小型自動車 4,000円 【S60から】													
市たばこ税	千本につき5,262円 (旧3級品2,495円) 【H25. 4. 1から】	(旧3級品2,925円) 【H28. 4. 1から4か年に分けて段階的に税制改正の実施】			(旧3級品3,355円) 【H29. 4. 1から】	(旧3級品4,000円) 【H30. 4. 1から】	千本につき5,692円 【H30. 10. 1から】	(旧3級品5,692円) 【R1. 10. 1から】 ※旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止	千本につき6,122円 【R2. 10. 1から】	千本につき6,552円 【R3. 10. 1から】			
特別土地保有税	1. 4/100 (保有分) 3/100 (取得分)【S48から】 新規課税停止【H15から】												
入湯税	入湯客1人1日150円【S53. 1. 1から】												
都市計画税	0. 25/100【H1から】												

※ 本表は、変更点のみ記載

7 個人市民税所得控除額等の変遷

年度		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6						
区分	所得金額	(給与所得控除額) (1) 180万円以下 収入金額×40% (最低控除額65万円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円超 収入金額×5%+1,700,000円 注) 660万円未満の場合は所得税法別表5の付表により求める。 (公的年金等所得控除額) 65歳未満 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円を超え410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円を超え770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円 (公的年金等所得控除額) 65歳以上 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円を超え410万円以下 収入金額×25%+375,000円 (3) 410万円を超え770万円以下 収入金額×15%+785,000円 (4) 770万円超 収入金額×5%+1,555,000円						(給与所得控除額) 給与収入1500万円を超える 場合の給与所得控除に上限 (245万円) を設定			(給与所得控除額) 給与収入1200万円を 超える場合の給与所得 控除の上限額を230万 円に引き下げ		(給与所得控除額) 給与収入1000万円を超える 場合の給与所得控除の上限額 を220万円に引き下げ		(給与所得控除額) ・控除額を10万円引き下げ ・給与収入850万円を超える 場合の給与所得控除の上限額 を195万円に引き下げ (公的年金等所得控除額) ・控除額を10万円引き下げ ・公的年金等収入1000万円を 超える場合の公的年金等所得 控除に上限 (195.5万円) を 設定 ・公的年金等以外の所得金額が 1000万円を超える場合は、 公的年金等所得控除額を引き 下げ 所得金額調整控除の創設									
	専従者控除	(青色) 適正な給与の支払額 (白色) 配偶者86万円、その他50万円																						
所得控除	雑損	次のいずれか多い金額 (1) 損失額－補てん額－総所得金額等×10% (2) 災害関連支出金額－補てん額－5万円																						
	医療費	(支払った医療費－補てん額)－〔10万円又は(総所得金額等×5%)のいずれか低い金額〕(限度額200万円)												・医療費控除の特例の創設 12,000円を超えるスイッチOTC医薬品の購入金額(限度額88,000円) 従来の医療費控除とは選択適用										
	社会保険料	支払った保険料の額																						
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額																						
	生命保険料	(1) 生命保険料だけの場合 15,000円以下 全額 15,000円を超え40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険料だけの場合 (1) と同様 (3) 両方の場合 (1) と (2) の合計額						(1) 介護医療保険控除の創設 (2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)の控除額の改正 12,000円以下 全額 12,000円を超え32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 32,000円を超え56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 (3) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)は変更無 (4) 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合 各控除額の上限は28,000円 (5) 各控除額合計の適用限度額は70,000円																
	損害保険料 地震保険料	(1) 短期損害保険料だけの場合 1,000円以下 全額 1,000円を超え3,000円以下 支払保険料×1/2+500円 3,000円超 2,000円 (3) 両方の場合 (1) と (2) の合計額(限度額1万円)			(2) 長期損害保険料だけの場合 5,000円以下 5,000円を超え15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円			短期損害保険料の廃止 地震保険料だけの場合 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円 長期損害保険料と地震保険料の両方の場合はその合計(限度額25,000円)																
	寄附金	神奈川県共同募金会、日本赤十字社、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 次のいずれか低い金額 (1) 寄附金の合計額－10万円 (2) 合計所得金額×25%－10万円			税額控除へ変更 ・適用下限額を5,000円に引き下げ ・ふるさと納税寄附金、 条例指定寄附金の創設			(税額控除 適用下限額を2,000円に引き下げ)			・ふるさと納税ワントップ特例制度の創設 ・ふるさと納税の特例控除限度額を20%に引き上げ													
	障害者	一般障害者 26万円 特別障害者 30万円 ・同居特別障害者 53万円																						
	配偶者	配偶者 33万円(同居特別障害者 56万円) 老人配偶者 38万円(同居特別障害者 61万円)												・同居特別障害者加算の改組			・納税義務者の合計所得金額に応じた控除額改正							
	配偶者特別	(1) 配偶者が控除対象配偶者に該当する場合の配偶者特別控除の廃止 (2) 配偶者が控除対象配偶者に該当しない場合 合計所得金額45万円未満 33万円 合計所得金額45万円以上75万円未満 38万円－(合計所得金額－38万円) 合計所得金額75万円以上76万円未満 3万円																		・対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下に引き上げ ・納税義務者の合計所得金額に応じた控除額改正				
扶養	扶養親族 33万円(同居特別障害者 56万円) 特定扶養親族 45万円(同居特別障害者 68万円) 老人扶養親族 38万円(同居特別障害者 61万円) 同居老親等扶養親族 45万円(特別障害者 68万円)						・年少扶養控除廃止 ・特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止 ・同居特別障害者加算の改組																	
基礎	33万円												43万円											
その他	老年人控除の範囲	老年人控除の廃止																						
	障、老、未、暮の非課税の範囲	老年人非課税規定の廃止																						
	非課税限度額	均等割	35万円×N人+21万円												35万円×N人+31万円									
	※本人のみの場合加算なし Nは家族の人数	所得割	35万円×N人+32万円												35万円×N人+42万円									
	<定率減税> 廃止(所得割7.5%減税、上限額2万円) <税源移譲に伴う調整控除の創設>						<退職所得> 税額控除等の廃止						<調整控除> 合計所得金額が2500万円超は 適用外											

## 市 税 概 要

令和6年（2024年）12月発行

編集発行 秦野市 総務部  
市民税課・資産税課・債権回収課

〒257-8501

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111（代表）

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>